

琉球「両属」の研究

——清朝の動向に着眼して

岡 本 隆 司

は じ め に	291
I 前提・前史	292
II 「両属」と清朝	295
III 請願書	299
IV テキストの検証	304
V 翻訳の役割	308
VI 「処分」以後	314
お わ り に	322

は じ め に

日本の明治天皇は1872年10月16日、琉球国王を「琉球藩王」に任命した。琉球が日本の一部となってゆく過程、いわゆる「琉球処分」は、そこからはじまる。琉球が沖縄県として日本の一部でなければ、沖縄戦もアメリカの沖縄統治もなかったかもしれない。沖縄をめぐる現代のさまざまな問題も、まったく異なる情勢であっただろう。それなら今日的な意義でも、「琉球処分」の歴史的意味は問われなくてはならない。

現代政治でも揺れる沖縄なればこそ、過去の歴史に対する研究は盛んであって、「琉球処分」も学界では当然ながら、歴大な成果の蓄積が存在する。関係の資料もそろっていて、大まかな史実経過・因果関係はもはや周知であるためか、つとに高度な枠組みの議論もはじまった。

近年はいっそう精細な史実を究明しながら、あわせて東アジアの在来秩序と西洋の国際秩序との関わりを注視、検討する研究も少なくない⁽¹⁾。いっそう理論化・モデル化を志向する国際政治・国際関係論の文脈でもそうである。そのさい「伝統的東アジア的世界秩序

(観)」と「近代国際法的秩序 (観)」は、ともすれば二項対立的にとらえがちであった⁽²⁾。

けれども歴史学の視座からすれば、そうした判断を下す時機は、なお熟していない。琉球をめぐる日清対立の史実経過がとりもなおさず、伝統的秩序と国際的秩序との相剋という二項対立、ないしは二者択一にまとめてよいのかどうかは、さらに立ち入った史実の考察を必要とするからである。

「琉球処分」をめぐる日本・琉球・清朝の交渉は、当時の史実に還元すると、琉球の「両属」の是非を争ったものにはかならない。それなら所与の概念として自明とみなしがちな、その「両属」とは、いったい何なのか。

そう問いをたててみると、「両属」の内実およびそれをめぐる交渉の検討には、なおあらためてとりくむ余地がある。そして「両属」概念ないしその係争経過をくわしく明らかにしてゆけば、いっそう大きな枠組み・図式の当否を考える手がかりを得られるかもしれない。

I 前提・前史

1 「隠蔽」という「原理」

17世紀以降、史上の「琉球」が客観的にみて、日本・清朝のどちらにも属した「両属」の状態にあった。それはまちがいない。そのため現在でも、当時の琉球は「両属」の地位にあったというのが通例である。

一般的な説明としては、それで確かにさしつかえない。けれども当時の歴史過程を精細にみるにあたっては、注意が必要である。

というのも、日清同時に属する「両属」という概念表現は、19世紀の後半まで史上、公には存在しなかったからである。それより以前は誰も、そう公式に表現し、認知したことはなかった。またその概念が成立し通用したのも、「琉球処分」のすえ「両属」でなくなるまでの、ごく一定の期間に限る。

周知のとおり、いわゆる「近世」の時代を通じ、琉球は一貫して、日本への従属を対外的に「隠蔽」していた。その「隠蔽」が有効であるかぎり、事実上の「両属」という状態にありながら、当事者・関係者の言動は、そうした状態の制約・掣肘を必ずしも受けていない。その点が重要である。

もちろんそれは、当局者・関係者が目の客観的な、事実上の「両属」状態に無知だったという意味ではない。琉球政府じしんはもちろん、日本側もそうであって、薩摩藩は1649年、琉球が「古来、中国と日本に随ってきて、いま当家の支配下にあるけれども、

日本国の内ではないので、こちらからそんな命令は出せない」と述べている⁽³⁾。むしろはじめて知っていた、重視していたからこそ、従前の中琉関係・勢力バランスの兼ね合いから、「日本国の内」と遇することなく、薩摩の琉球支配露頭にともなう紛糾・騒擾の惹起を未然に避けなくてはならなかった。そうした危惧が日琉の支配従属をあえて公言せず、意図的選択的に「隠蔽」し、かつまたそれを「常態」化せしめた大きな契機をなしている。

近世日本の琉球支配はしたがって、対外的な「隠蔽」を不可分に内蔵して成立し、それが琉球の「自律性」、「自主」ないし「自立的機能」を「保障」していた。「隠蔽は単なる外交上の処世術に留まらず、〔近世〕琉球の国家構成原理の中に制度的に内在化した一機能であったと言い得る」だろう⁽⁴⁾。

だとすれば、近世・「隠蔽」時代の「両属」と、「開国」以後・明治になって当事者が公言し、「隠蔽」の存在しない「両属」とでは、公式の位置づけはほとんど次元を異にしていた。事実上の状態は大同小異であっても、両者の含意・方向性は、清朝に対しても西洋に対しても、決して同じではありえず、まずそこを峻別しなくてはならない。

ところが従前は、そこに対する顧慮が必ずしも十分ではなかった。現在でも学術研究のレベルでさえ、往々にして二つの「両属」の意識的無意識的な混同が散見する。後世の論者は両者に対し、同じく「両属」という操作概念を適用することで、客観的に表現したつもりでありながら、目前の立場・利害に応じた当事者の条件・関心を把握しようとしてこなかった。

以上は琉球史もふくめた日本史の概括的な研究の視座ではありながら、それだけにとどまらない。それに応じる事情は、中国史の文脈でも確認できる。

2 「隠蔽」と朝貢

琉球と清朝の関係は、いわゆる「朝貢」「冊封」である。この術語概念はたとえば「朝貢システム」や「冊封体制」など、すでに学術研究の枠組み・操作概念としても定着しているものの、それだけに立ち入って分析を加えるにあたっては、誤解曲解も少なくない。琉球プロパーの文脈にいう「両属」もそのバリエーションで、やはり一例に数えることができる。

たとえば、制度的構造的に「朝貢国による「両属」はそもそも容認されていた」という所説がある⁽⁵⁾。しかし少なくとも琉球に関するかぎり、必ずしもはじめて「容認されていた」といえない。一般的な「容認」が存在していたのなら、琉球がことさら「隠蔽」につとめる必要はなかったし、また琉球に赴いた清朝の冊封使らが、その「隠蔽」行為を書

き残しつつ不問に付す⁽⁶⁾ 必要もなかった。「容認され」ない危惧・可能性・疑心暗鬼があったからこそ、「隠蔽」を設定しなくてはならなかったのである。

当時の清朝は「隠蔽」に、あるいはそうした日琉間の客観的実態に、およそ疎遠かつ無関心だった。別に琉球の場合に限ったことではない。実情に対する疎遠・無関心では、もちろん具体的な形態や様相は異なるものの、朝鮮半島に対してもそうだったし、あるいは南方諸国も然りである。

それは個別の意図的な政策行動というより、むしろ清朝の全体的な体制上の態度とみたほうがよい。対外秩序を保つ政治的軍事的コストを最小限にすべく、障碍のないかぎりは、明代・「朝貢一元体制」以来の関係をおおむね継承していた⁽⁷⁾ からである。日琉の関係をいわば黙過放任したのも、その所産であった。それがまた期せずして、日琉間の「隠蔽」と対をなし、平仄が合っていたといっても過言ではない。さもなくば、二百年以上にわたって安定した関係にはならなかった⁽⁸⁾。

明朝以来の「朝貢一元体制」は淵源・本質が礼制である。形式を重んじる儀礼であった以上、双方の了解・合意は往々にして形式にとどまり、相手の実態・真意に対する無知・疎遠、誤解・曲解が必然的に内在する制度構成になっていた。

それにともなって、相互関係の全体的な非対称が生じる。その非対称が大きくなれば、個別具体的な実地の交渉でも、齟齬矛盾が避けられない。往々にして摩擦軋轢も現実生じた。明代に日本・モンゴルとの関係が、「北虜南倭」という騒擾と化したのは、その好例である。

「朝貢一元体制」で支障・騒擾を経験した当事者からすれば、そうした矛盾を調整し、整合させる装置の生成・存在は欠かせない。のちの清代、「北虜」との関係が外藩・藩部に、「南倭」との関係が「互市」に転化したのも、その経過を通じてのことで⁽⁹⁾、江戸時代の琉球の場合、「両属」状態を維持した「隠蔽」がそれにあたる。

当時の実情としてみれば、「隠蔽」とそれに即応する疎遠が有効だった以上、事実上の状態として「両属」が存在はしていても、当事者たちが必ずしもそれを公式に認知していたわけではないし、その必要性もなかった。とりわけ清朝側の関係者が然りである。そうした「両属」状態を、琉球が日清同時に属していたという意味内容の「両属」概念で把握したことはない。それゆえ日本にとって琉球の対清朝貢も、清朝にとって琉球の対日従属も、それぞれ一方が他方に立ち入って関知することのないまま、存続しえていた⁽¹⁰⁾ のである。

Ⅱ 「両属」と清朝

1 日琉の動向

そうした近世琉球の「両属」状態は、日本の「開国」によって終焉を迎えた。日本は琉球が従前より薩摩藩に従属してきた「附庸」の存在であることを西洋列強にアピールをはじめ、かつて公式の認知がなかった琉球の対日従属という現状をも、着々と公認獲得に近づけてゆく。

その画期は1872年、明治日本による琉球藩王の冊封であった。欧米諸国がこれを日本の琉球「併合」とみたのも、そのためである。そうしたプロセスはつとに精細な検討を経て、明らかになってきた⁽¹¹⁾。ここで立ち入ってくわしくくりかえすには及ばない。

琉球側もこの藩王冊封に応じて、翌年「隠蔽」を放棄した。日本がはじめて公言し、公式に認知した「両属」は、こうして1870年代から日琉双方が相互に用いる術語概念になったのである。しかしもちろん最終的な目的は、同じではない。同床異夢ともいえる。

日本は公表することで、ゆくゆくは「曖昧模糊」とした従前の「両属」⁽¹²⁾ 状態を解消し、専属に転換する目的だった。琉球はそれに対し、藩王の冊封を経ても「国体」が従前のままという現状の公認を得て、それを維持するために、対日従属を公表したのである⁽¹³⁾。

要するに、おなじく「両属」といいながら、日本と琉球はまったく正反対の方向だった。そのために軋轢を生じて、公的に顕在化した「両属」は、1879年の廃藩置県まで、わずか十年足らず短期間つづいただけで急転直下、消滅した。

その間の経過は、日本と琉球、および両国関係に関するかぎり、比較的明瞭にとらえることができる。実際おびただしい研究もおこなわれてきた。逆に看過されてきたのは、日琉関係のなかで進んだそのプロセスに、「両属」の当事者たる清朝が、ほとんどの期間にわたって関与していない、という事実である。

したがって今後の課題としては、そうした日本・琉球の動きに直面した清朝の態度・動向のほうを、むしろ明らかにしなくてはならない。言い換えれば、清朝からみた「両属」の状態と概念が、日本の「開国」以後どうだったか、どうなったかという問いに答えることである。

さらにつけくわえるとすれば、従前の「隠蔽」「両属」、あるいはひろく「琉球処分」に関わる研究成果を、いかに中国史の文脈に位置づけることができるか、ひいては中国史の視角からそれをいかにとらえなおすことができるか、も考えなくてはならない。現在に至るまで、上述の「伝統」vs「近代」のような二項対立、理論的な枠組みによって説明する

以外、こうした作業にとりくんでこなかったからである。

2 清朝への波及

このプロセスで大きな転機となったのは、日本が1874年・台湾出兵事件の結果を承けて、いよいよ琉球の「処分」に乗り出したことにある⁽¹⁴⁾。同年10月31日締結の日清間のとりきめには、台湾の「生蕃」が危害を加えたのは「日本国属民等」であり、日本の出兵行為を「保民の義挙」とみなし、清朝はこれを否定せず、遭難民の家に「撫恤銀」十万両を支払う、と謳っていた。

危害を受けた遭難民は琉球の宮古島島民であり、これを日清間の書面で「日本国属民等」と表現したことから、日本の琉球支配は公認を受けた、と日本側は解したわけである。この「日本国属民」とは1873年に台湾で遭難した小田県（岡山県）民のみを指すとした事後の清朝側の主張も受け入れなかった。日本政府はこれで「処分」の方針を固め、措置を開始する。翌75年7月、内務大丞の松田道之を琉球に派遣し、「琉球はすでに日本の国内である」として、日本軍の駐屯にくわえ、清朝に対する朝貢を停止し、その関係を断絶するよう命じた。

こうした日本政府の内地化推進をうけて狼狽したのが、琉球側である。琉球はすでに1873年から「隠蔽」をとりやめ、以前からの日本帰属をも認め、明治政府の用いた「両属」概念を標榜しはじめていた。ただしその「両属」公然化は、従前の「国体」が存続することが前提である⁽¹⁵⁾。

したがってこの段階では、清朝との関係断絶がとりわけ問題になった。琉球当局は日本に対し、自らは「君主の権」を持つ一国である、と反論するとともに、「日清は「父母の国」である」として、清朝に対する朝貢停止の撤回をくりかえし嘆願したのである。

以上おおむね1876年までの経過で、「両属」の是非をめぐる係争は、まったく日琉二国間の交渉だった。言い換えれば、もう一方の当事者たるべき清朝は、この種の交渉にほとんど関与しなかったし、当時の日本も琉球も、清朝自体の存在・動向には、ほぼふれていないといってよい。「両属」が中国側の漢語概念でなかったため、清朝はそれをめぐる争いにも超然としていたといえよう⁽¹⁶⁾。

しかし現実には、対清朝貢は滞りつつあった。琉球の朝貢使節を受けつける福建当局が、その遅滞を疑わしく思い、琉球側に問い合わせてきたのが同年の8月、それに応じて「琉球国中山王」は「日本による接貢船派遣禁止の事情報告及び救援陳情使向徳宏らの派遣通知」を同年11月30日付で作成⁽¹⁷⁾、この陳情書を携えた密使が福州についたのは、1877年4月12日（光緒三年二月二十九日）のことである。

清朝側の対応はようやく、ここから始まった。そして「処分」の問題も、新たな段階に入ってくる。

この密使を迎えた福建当局の上奏文は、総督の何璟と巡撫の丁日昌の連名になるもので、実質的には後者の意向・方針によるとおぼしい。ようやく日本による「阻貢」を知り得たことと、海外に近い福建、そして洋務通の丁日昌らしく、このまま放置すると、「こちらが属国を守れないと西洋各国が思っ、て、いっそう沿海諸国（羣島）にうながし、われわれに背かせかねない（益啓羣島以攜貳之漸）」との懸念を示したうえで、近々日本に赴任着任するはずの初代常駐公使の何如璋に「琉球はこれまで清朝の藩属だったから、日本は朝貢を阻止してはならない、と論争するとともに、各国の駐日公使を招集して、万国公法に準拠して曲直を論評させる」という提案も示した。今後の対応は、日本に駐在する何如璋の活動・役割に期待したのである。この提案は光緒三年五月十四日（1877年6月24日）にくだった勅命で、正式に認められた⁽¹⁸⁾。

清朝として日琉関係の実際をはじめて問題化した提案であるこの上奏は、たしかに清朝に対する朝貢停止＝「阻貢」をとりあげるものの、「両属」とはしていないし、琉球が欧米と条約を結んだことにも言及はみえない。少なくともその文面には、琉球側の陳情書を受けての情報しかみえないのである。

つまり琉球の「国体」やその対日関係、ないし対外関係の実態・機微にふれるところはほとんどなかった⁽¹⁹⁾。この段階でもけだし詳細を知らないのであって、近世以来の日琉の「隠蔽」ないし清朝の制度的な疎遠の所産だといってよい⁽²⁰⁾。

3 方針の決定

その何如璋ひきいる公使団一行40名は1877年11月27日（光緒三年十月二十三日）に上海出立、長崎・下関を経て、12月7日（十一月三日）に神戸寄港、12月25日に入京、28日に国書を捧呈した。芝の公使館におちついたのは、翌1878年1月23日のことである。

その何如璋は丁日昌らの上奏提案とともに、「日本が琉球の朝貢を阻止するのは、紛争を起こす口実にしたいのか、それとも別に事情があるのか」を調べるよう命じる勅令を受理していた。そこで所轄の総理衙門・北洋大臣李鴻章と協議を重ねつつ、姿勢・方針を固めてゆく。

こうしてまとまった何如璋の意見具申として、おそらく最初のものが、以下の李鴻章あて書翰の文面であろう。

朝貢阻止については、神戸に立ち寄ったとき、琉球の官員が訪ねてきて、勅命のおお

り「別に事情がある」ようなので、朝貢阻止以後、日本とやりとりした文書一切を見せるよう命じた。東京着任以後、日本に駐在する琉球使節の毛鳳来らが何度も会見を求めてきて、上申書を受理した。……琉球が東京政府に服属した当初、琉球王はおおむね旧制に準じ清朝・日本に両属し（率由舊章中東兩屬）たいと願い出、当時の外務卿副島種臣は許したが、後になって、あろうことか朝貢使派遣を阻止し、官吏を派遣し琉球に駐在させて、その港を封鎖させようとしたのである。……こちらが何もいわないままでは、日本は清朝は琉球を放棄したのだと考えるかもしれない。日本が琉球を廃して直轄にしてしまえば、争うことはいっそう難しくなろう。道理からも局面からも、いま声を上げざるをえない。

戦端を開きかねないという意見もあるが、日本は国土は小さくて貧しく自衛に汲々、対外進出の余裕などなく、……このことで今あえて戦端を開くとは思えない。……朝貢の阻止がやまなければ、琉球は滅ぶ。琉球が亡べば、次は朝鮮だ。……いま琉球を争ってこうむる災禍は、棄てて受ける災禍よりも、はるかにましではないか。⁽²¹⁾

つまり、開戦の危険を冒してでも断乎、朝貢阻止撤回を求めて日本と争う、というのが何如璋の意見である。

従前の研究も引いてきた書信なので、くりかえすに及ばなかったかもしれない。ただここであらためて指摘しておきたいのは、何如璋の赴任早々に琉球の使臣が「訪ねてきて」、以後親しく会見を重ねていること、そしておそらく清朝側で初めて、「両属」という概念が文書に現れたことである。これは引用の文脈によるかぎり、何如璋が提供をうけた、日本政府との間でやりとりした琉球側文書の術語に即した概念表現にちがいない。清朝側も1872年以來の「処分」の経過を、これでようやく把握したのである。

何如璋は日本と争うこの強硬策をさらに具体化して、上中下の三策として提案した。武力示威で琉球に朝貢実践を強要するのを上策、琉球人に必ず救助するからと日本に抵抗させ、日本が出兵すればこちらも武力行使も辞さないのを中策とし、武力行使は封印し外交交渉に徹するのが下策である。この下策は、交渉の一環として「言っても聴かない場合さらに言うことにし、あるいは公法を援用し、各使を招いて論評させる」とあって、かつての丁日昌の上奏提案をとりいれてあった⁽²²⁾。

これに渋い顔をしたのが、李鴻章である。何如璋の意見をリスクの高いものとみなし、以下のとおり総理衙門に伝えている。

日本はあらゆることで西洋欧米のマネをしている。各国がこういう事件に遭ったら、

国際法にもとづいて責任を追及しない理など断じてない。たとうまくいかなくても、武力でなく交渉をすすめれば、すぐに開戦にもならないし、平和の局面をこわすことにもなるまい。何如璋の提案した三策については、「軍艦を派遣して琉球を問責する」という上策・「必ず救うと琉球に約する」という中策は、いずれも事をあらだてて、かえってまずい。「言っても聴かない場合さらに言うことに」すれば、日本も理の通らないことを自覚し、にわかに廃藩置県には及ばないだろう。……下策のようだが、実にいまはこの方法しかあるまい。……公使が機会をとらえて進言すれば、日本側も少しは二の足を踏むだろう。「言っても聴かない場合さらに」何如璋が「或いは公法を援き、各国公使と会議し、^{かさ}申ねて大義を明らかにすれば」、各国公使は必ずしもこちらを助けて日本を抑えなくとも、日本は各国に疑念があると憂慮して、琉球を滅ぼし占拠することにならぬだろう。⁽²³⁾

以上、李鴻章の所見の全体的な論理については、すでに先行研究の検討もふくめ、論じたことがある⁽²⁴⁾ので、くりかえさない。ここで留意しておきたいのは、駐日公使による外交交渉と各国公使へのアピールをふくめた、何如璋のいわゆる「下策」が、清朝側の方策として決定したことにある。この「各国公使」との連携という当初ごく抽象的だった方針が、この段階で新たな局面を生み出すからであった。

Ⅲ 請願書

1 アメリカへのアプローチ

何如璋本人は日本の実見・琉球人との交流にもとづく献策を却けられて、あるいは不本意だったかもしれない。そもそも「下策」というくらいで、内容もかれ自身の発案というよりは、丁日昌の上奏提案をそのまま引き継いだにすぎないからである。

先立つ丁日昌の文面と同じく、何如璋も「国際法」や「各国公使」とは記したものの、具体的な方針・対策を念頭に置いて、「下策」に列挙していたわけではあるまい。しかしそれでも、本国からの「下策」の決定、実施の指令をうけると、かれなりに最善をつくそうとしたようである。

上に引いた李鴻章の総理衙門あて書翰が1878年6月上旬の日付、その後に何如璋へ正式の指令としてとどいた精確な日にちはわからない。しかし7月の下旬には、何如璋は新たな行動に出ているので、その間であることはまちがいないし、しかもそこには、新たな要素がかいまみられる。

実際の行動は7月23日である。何如璋はこの日、「琉球諸島をめぐる日清対立に関して、非公式に話し合い（privately confer）たい」とアメリカ駐日公使ビンガム（John A. Bingham）を訪問した。そのうえで「その外国人秘書を通じ、その件に関する機密の覚書（a confidential memorandum on the subject）を手交した」のである⁽²⁵⁾。

これは厳密に言って、「下策」そのままではない。まず日本に申し入れ、それでも有効でなければ、西洋諸国を巻き込む、というのが、丁日昌が提案し李鴻章も納得した方針の手順である。ところが何如璋が実地にとったのは、はじめにアメリカ公使館を訪問するという行動で、しかもビンガムも特筆するように、およそ「非公式」会見と「機密」文書の提示であった。

そこで疑問が浮かぶ。なぜただちに日本への抗議にとりかからなかったのか。またなぜ他国ではなく、まずアメリカだったのか。どうやら何如璋本人に、答えるところはない。しかし関連の史料にかいまみえる、かれの前後の挙動から判断するに、この二つはおそらく密接な連関にある。

まず何如璋は神戸での邂逅以来、琉球の当局者らとの面会を重ねていた。これは自身も本国政府あて、述べていたとおりである。こうした何如璋との協議については、日本政府の聴取を受けた琉球側も「清国公使ニ東京ニ於テ面会致シタルハ昨年（1878年）二三月^{ころ}比、……彼ノ尋問ニ依テ藩情ヲ具陳シ」⁽²⁶⁾とあって、何如璋はこの時まで、琉球問題で相応の情報を掴んでいた。しかしただそれだけで、アメリカ公使館訪問、とは必ずしもならない。

何如璋がこの時ビンガムに手交した「覚書」は、清朝と琉球の朝貢冊封の関係にくわえ、アメリカが琉球と結んだ条約にも言及していた。琉球が1854年にアメリカ、1855年にフランス、1859年にオランダとあいついで条約を結んでいたことは、われわれにも周知の史実であろうし、またその重要性が近年ことに注目を集めている⁽²⁷⁾。そのため当時の清朝当局、あるいは何如璋も当然に知っていたはずだ、と思いこんでしまうけれど、それはいかがであろうか。

2 なぜアメリカなのか

日本に赴任する以前の何如璋が、対清朝貢以外に琉球の対外関係の存在・内容を知悉していたとは思えない。琉球側の「隠蔽」と自らの疎遠の結果、清朝の当局者は二百年以上の「両属」状態すら、よく了解していなかったのであって、二十年も経たない欧米との条約関係なら、なおさらである。たとえ条約の存在が清朝側に伝わっていたとしても、少なくともここまでの政策方針立案で考慮した形跡はみえない。福建当局・総理衙門・李鴻

章、いずれもしかり、何如璋も同じである。ましてや自身のとりくむ朝貢阻止撤回とアメリカをリンクさせるなど、思いつくはずはなかった。

しかも何如璋に援助を求めた琉球側の当局者も、当時はずっと日本政府へ「請願」をくりかえし、ついで清朝に依頼しはじめたばかり、かれらの作成した文書も、日清のことはかりで、欧米諸国にふれることはない。けだしこの上さらにアメリカへ、という発想はなかった。かれらは後述のように、のちに条約締結の三カ国へも「請願」をおこなったけれども、それはほかならぬ何如璋から「其条約国倚頼スルハ最モ可然旨ノ指示有之タルニ依」った⁽²⁸⁾ものである。

それなら何如璋はいつ、どのように琉米条約の存在を知り、アメリカに接触を試みようとしたのか。これまた確たるところはわからない。しかし二つほど、手がかりがある。

第一は、その典拠というべき書物。何如璋に援助を依頼した琉球側当局者の事後の発言によれば、「公使ハ伊地知貞馨所著ノ沖繩誌^{ママ}ヲ其席ニ携ヘ出テ、琉球ノ仏米蘭各国ト条約アル事ヲ証明シ」たという⁽²⁹⁾。

「伊地知貞馨」も「沖繩志」も「琉球処分」という題目では、つとに著名な存在であって⁽³⁰⁾、また後述でも検討したい。ここではさしあたり、その『沖繩志』に琉球と欧米諸国の結んだ条約の記載が確かに存在し、何如璋自身にとっても「条約アル事ヲ証明シ」たのは、日本で新たに入手したこの書物による蓋然性が高いこと、さればこそ以後も、この『沖繩志』をくりかえしとりあげてゆくことに留意しておこう。

いま一つは、助言者ないし黒幕というべき人物。ビンガムも言及する「外国人秘書 (his Foreign Secretary)」、受けとった「覚書」を英訳した人物でもあり、おそらくこの会談でも通訳などをつとめたはずの、マッカーティ (D. Bethune McCartee) という清朝駐日公使館勤務のアメリカ人である。かれもすでに周知のとおり、とりわけ琉球問題では近年の研究が、とりわけ1879年の精細な活動と役割を徹底的に明らかにした⁽³¹⁾。半面この1878年段階のそれは、史料の制約もあってよくわからない。

しかしすでに日本滞在経験もあり、また独自に琉球問題の研究をはじめていたこのアメリカ人が、何如璋の知見と言動に影響を与えていないと考えるほうが不自然であろう。当時刊行まもない『沖繩志』をいち早く入手したのも、実際には「東京の古書店をめぐって、目につくあらゆる書物・地図を蒐集していた」⁽³²⁾ かれだったかもしれない。現況ではまったく立証する手立てはないものの、このマッカーティこそ何如璋に、『沖繩志』および琉米条約の存在と内容を知らせ、アメリカ公使へのアプローチを勧めた当人にほかならない、と筆者はにらんでいる。

3 「請願書」の提出と対日抗議

ともあれ「両属」のみならず、欧米と琉球の条約関係の存在も知った何如璋の心づもりとしては、琉球と条約を結んでいた国々の意向・姿勢を瀬踏みし、その結果によって、対日抗議ないし交渉の具体的な手順と内容を決めようとしていたのではないか。

7月23日の「非公式」会見はその意味で、おそらくよほど感触がよかったのだろう。ピングラムは確かにその時点ですでに、日本の措置が1854年締結の琉米条約に抵触する可能性に懸念をいいていた⁽³³⁾。そのあたりも具体的にマッカーティを通じて、何如璋に伝わった可能性も否定できない。

何如璋はかくて上述のとおり、東京滞在中の琉球当局者たちに、三条約締結国の駐日公使に「請願書」を提出して、援助をもとめるよう「指示」した。まずはやはり自身も実見したアメリカである。

琉球側がそのアメリカ公使館に「請願書」を出したのは、1878年9月2日のことであった⁽³⁴⁾。何如璋の公使館訪問から一ヵ月以上のインターバルがあるのは、「請願書」の文面および提出以後の手はずをととのえていたためであろう。

ここまで下準備をすませてから、何如璋本人はようやく日本政府に対する公式な行動に打って出た。かれが寺島宗則外務卿に面会して、琉球問題をとりあげたのは9月3日、つまり琉球側がアメリカ公使へ「請願書」を提出した翌日である。「指示」どおりの実行を見届けたうえでの、明らかに連動した行動だった。

もっともこの日の面会・会談では、かれは「発題」したのみ、琉球が清朝へ「進貢スル事ニ付厳敷御下命有之由ニテ、同国人甚迷惑之趣ニ候間、右ハ従前仕来之通り」にしてほしい、つまりは日本による朝貢阻止の抗議とその撤回要望を、口頭にて伝えたにすぎない。後日書面にて、日本政府にくわしい申し入れをおこなうことになった⁽³⁵⁾。

何如璋から寺島へその申し入れ、すなわち「照會」文をあらためて手交したのは、10月7日のことである⁽³⁶⁾。やはり一ヵ月ほどのインターバルがあるのは、琉球の「請願書」に対するアメリカ公使館、何如璋・寺島会談における日本政府の感触をみきわめ、「照會」文の文面作成にあてていたとおぼしい。

もとよりその具体的な経過は知るよしもないけれども、何如璋にとっては、日米ともにここまでの反応は、おそらく想定範囲内だっただろう。そのため後述でくわしくみるとおり、文面・内容は「覚書」―「請願書」―「照會」とおよそ一続きで、齟齬矛盾のない体系をなしているといつてよい。

しかもこれで終わらなかった。何如璋はもちろん日本側が抗議書に納得するとは思っていなかったから、まもなく次の行動に打って出ている。すなわち列強に呼びかけ、その是

非の判断に委ねることだった。こちらむしろ本国からの指令どおりの手はずである。

何如璋は10月21日、アメリカ公使館にビンガムを訪ね、アメリカに清日間の「調停 (good offices)」を依頼した。書面の「照會 (communication)」文を手交し、そのなかで「調停」の法的根拠を清米天津条約第一条に求め、あらためて琉球当局の「上書 (memorial)」も引用している⁽³⁷⁾から、いわば「属国」琉球の「請願書」を念押しした位置づけになろうか。

何如璋の公式な「照會」を通じた日本政府への抗議・アメリカ当局への依頼につづいたのは、琉球当局である。条約締結国のフランス・オランダ両公使にも同年11月、アメリカあてと同じ内容の「請願書」を提出した⁽³⁸⁾。すべて足並みをそろえた連動した全体的な活動の一環であろう。

文面はいずれも仏語訳で、フランス公使あては10月20日付、オランダ公使あては「11月」、具体的な日付はわからない。後者を実際に受理したのは、代理にあたっていたイギリス駐日公使パークス (Harry S. Parkes) である⁽³⁹⁾。

しかもこのオランダ公使あて「請願書」の漢文テキストは、漏洩して『朝野新聞』『東京日日新聞』『申報』など、日中のジャーナリズムに流布した。理由・いきさつは不明である。しかし現在われわれが欧米諸国あて「請願書」の正文を史料として目にするのができるのも、この漏洩テキストのおかげにほかならない⁽⁴⁰⁾。

ところが何如璋が10月7日、寺島外務卿にわたした「照會」文=抗議書によって、いわゆる「琉球処分」問題は一大転機を迎えた。抗議書を受理した日本政府は、かえって態度を硬化させ、11月21日に正式に回答、その文面を「暴言」としたうえで、清朝との協議をほぼ打ち切ったからである⁽⁴¹⁾。いわば右顧左眄せず、琉球に対する「処分」に邁進することになった。

しかしそれは日本にとって、決して順境を意味したわけではない。むしろその「処分」推進には、琉球・清朝の抵抗はもとより、欧米からも疑義の声が上がって、苦境に立たされる。アメリカ元大統領グラント (Ulysses S. Grant) の調停による、いわゆる「分島改約」交渉の開始も、その一環ではあった。

こうした抗議書以後の史実経過は、つとに厩大な研究の蓄積で明らかになっており、筆者がここでつけ加えることはない。しかしその過程を導いたのは、何如璋が日本赴任以後にとってきた一連の活動であって、従前そこにひととおりは説明を与えてきた⁽⁴²⁾ものの、詳細・内情・動機にはほとんど光が当たってこなかった。以上でその経過を復原してみた心算ではある。

IV テキストの検証

1 「覚書」から抗議書まで

もちろんその復原にあたっては、実証がゆきとどかず推測の多かったことも否めない。そう自覚しながらあえて論じたのは、その価値を信じるからである。史料を欠くので言えない、言わないというのは、たしかに歴史家の嗜みではあるものの、それだけでは斯学の進歩はない。史料が乏しくとも立論可能な仮説を構築し、史実復原の可能性を提示して、後世の研究の便に供し、厳密な当否をその検証に委ねることも、研究の重要な一環であろう。

何如璋の活動について、前節のような所論となったのは、何よりもかれが日本政府に対するアプローチに先だって、琉球当局者およびアメリカ公使と接触していたからであり、また琉球の欧米諸国への「請願運動」が、その教唆によっていたからである。それぞれ個別の行動をつないで以上の史実経過とみなしたのも、時々によりとりのあった文書テキストの文面内容に依拠してのことではありながら、その検討は叙述の煩雑を恐れて、くわしく論じることなく、ここまで省略に従ってきた。あらためて本節でとりあげるゆえんである。

まずアメリカ公使に送った1878年7月24日付の「覚書」である。これはなお正本の漢文テキストはみあたらず、英訳テキストしかみることができない。以下、主要な部分を和訳引用し、必要があれば原文を附記する。

……以上〔の朝貢冊封手続き〕は順治年間から二百年以上に及ぶ慣例である。そして咸豊五年（1854年）にアメリカ海軍のペリー提督が、琉球と交渉して英文・中文の^{ママ}6カ条の条約を結んだ。つづいてフランスとオランダも琉球と条約を締結した。

……

琉球の対日関係については、その交流（intercourse）は薩摩藩とのものだった。同治十一年（1872年）つまり日本の明治五年、薩摩藩の廃藩置県で、琉球は強制的に〔つまり琉球の同意なく〕（forcibly [i.e. without her own consent]）東京の外務省の管轄下に入れられた。そして日本は同治十三年二月（1874年3月ないし4月）、〔琉球〕王に琉球藩王という称号を付与した（invested the King [of Lew Chew] with the title of King of the feudatory state of Lew Chew）。さらに同年9月（1874年10月）、琉球の事務を強制的に〔つまり琉球の同意なく〕内務省の管轄下に置いた。光緒元年（1875年）・明治8年5月（1875年5月）、日本政府は突如、琉球に関する勅命を發布し、「琉球の対

清朝貢・清朝の琉球冊封は今後とりやめとする」と命じた。琉球の官民ばかりか王も従いがたく、くりかえし官吏を派遣し、それまでどおりの慣例を許可せられるよう請願させた。しかし14回の請願にもかかわらず、「要請にはしたがえない」との返信であった。⁽⁴³⁾

以上、おそらくは事情に通じないためか日本・琉球に関する誤記を含みつつも、およそ事実関係を書き綴った文書とみてよい。ただそこには、いくつか着目すべき点がある。

まず清朝との朝貢関係を述べるなかで、琉米条約締結にふれるという構成であり、これは条約文に清朝の年号を載せるところから、清朝当局者としては当然の立論ではあった。しかもあわせて朝貢関係と条約関係が矛盾しないことを示唆する効果もあげている。

さらに念を押して、従前の日琉関係を“intercourse”としたうえで、明治日本の琉球に対する処遇をことさら「強制的に」といったのみならず、おそらく翻訳者のマッカーティであろう、「琉球の同意なく」と注釈をくりかえし補足して、日本の強要と琉球の自立性喪失をきわだたせた。これで日本の措置＝朝貢阻止＝琉球の自立剥奪＝琉米条約の毀損という体系的な論理につながり、ビンガムの疑義を喚起したというわけである。

こうした事実説明を琉球側の視点でまとめなおして、直説法で救援を求めたものが、三条約国に対する「請願書」であった。上述のとおり、オランダあての漢文テキストがあるので、原語を残すため訓読にて引用する⁽⁴⁴⁾。英訳・仏訳のテキストとつきあわせるかぎり、米・仏あてもほぼ同じ文面だからである。否もっと正確に言えば、はじめに提出したアメリカあてと同内容のものを仏・蘭あてにさしかえたにすぎないとおぼしい⁽⁴⁵⁾。

琉球は小國にして、明の洪武五年（即ち一千三百七十二年）自り中國に入貢し、……向に外藩に列し、中國の年號・曆朔・文字を遵用す。惟だ國內の政令、其の自治を許さる。……中國の外藩に列して自り以來、今に至るまで五百餘年改めず。

前咸豐九年（即ち一千八百五十九年・日本の安政六年）、大荷蘭國欽奉全權公使大臣カベレン加白良、小國に來りて互市せんとし、曾て條約を立つるを許さるること七款。條約中は即ち漢文及び大清國の年號を用ふ、諒ふに貴公使案有り以て查考す可し。大合衆國・大法蘭西國も亦た曾て敝國と約を立つ。

其の日本に在りては、即ち舊に薩摩藩と往來す、同治十一年（即ち一千八百七十二年・日本の明治五年）日本既に薩摩藩を廢し、逼りて敝國をして東京に改隸せしめ、我國主を冊封して藩王と為し、華族に列入す。事は外務省と交渉す。同治十二年（即ち一千八百七十三年・日本の明治六年）、日本勅して敝國と大荷蘭國・大合衆國・大

佛蘭西國の立つる所の條約の原書を將て、外務省に送交せしむ。同治十三年九月（即ち一千八百七十四年・日本の明治七年）、又た強ひて琉球の事務を以て、内務省に改附す。光緒元年（即ち一千八百七十五年・日本の明治八年）に至りて、日本國太政官、琉球國に告げて曰く「今自り琉球の清國に進貢する、及び清國の冊封を受くるは、即ち停止を行へ」と。又た曰く「藩中は宜しく明治の年號・及び日本の律法を用ふべし、藩中の職官は、宜しく改革を行ふべし」と。敝國屢次書を上り使を遣はし、泣きて日本に求めり。如ともする無し、國小さく力弱し、日本決して允從せず。

^{ひそ}切かに念ふに、敝國は小なりと雖も、自ら一國を為す。大清國の年號を遵用し、大清國の天恩高厚にして、其の自治を許す。今日本國は乃るに逼りて改革せしむ。査するに、敝國の大荷蘭國と立つる約は、大清國の年號・文字を用ゐるに係る、今若し大清國封貢の事、舊に照して舉行する能はずんば、則ち前約幾んど廢紙に同じ。小國以て自存する無く、即ちに恐らくは罪を大國に得、且つ以て大清國に對する無し、寔に深く惶恐す。小國は彈丸の地なれども、當時大荷蘭國拒棄を行はず、待ちて列國と為し、允して與に約を立つるのは、今に至るまで厚情を感荷す、今事危急に處れば、惟だ大國に仰仗り、日本に勸諭し、琉球國をして一切舊に照らさしむる有るのみ、^{ぜんど}蘭國の臣民、徳を戴くこと極まる無し。……

立論の構成は「覚書」とかわらない。まず琉清の朝貢冊封関係を述べたうえで、欧米との条約締結に説き及び、さらに日本の「処分」に移る。もちろん「覚書」とは異なって、当事者による相手国の欧米公使あてだから、さすがに日琉関係の事情説明に「覚書」のような誤記もないし、叙述もいっそう具体的になった。しかも論旨は両者ほとんど同じであるから、未見の「覚書」の漢文テキストは、この「請願書」の草稿の位置を占め、主語を入れ替えただけの文面だったかもしれない。「覚書」の“intercourse”にあたる原漢語は「往來」だったこともわかり、後述の英訳テキストももちろん“intercourse”となっている。

他方で「覚書」とまったく異なっているのは、最後の段落の有無である。「覚書」はむしろこの部分を欠きつつも、日本の朝貢阻止が暗に条約関係の毀損につながることをほめかしていた。この「請願書」はむしろ琉球当局者の口・筆でそれを明記したというわけである。

朝貢関係こそ条約関係を成り立たせるという「請願書」の論理は、およそ学説史上の伝統的秩序と国際的秩序との相剋という二項対立・二者択一と親和しない。この一点だけでも、近年の学説には再考の余地がある⁽⁴⁶⁾。

そして何如璋が10月7日に手交した抗議書の「照會」⁽⁴⁷⁾をみよう。原文は漢文ながら、

以下の引用では、わかりやすいように訓読したうえで、史諱や誤字は通例の文字にもどし、また欠字と思われるものにも意を以て補足した。

……又た琉球國は中國の洋面の一小島為りて、地勢は狹小、物産は澆薄、之を貪れども貪る可く無く、之を併すれども併す可く無し、海中に孤懸し、古從り今に至るまで、自づから一國と為る（自為一國）。明朝の洪武五年自り、中國に臣服し、王に封じ貢を進れしめ、列して藩屬と為す。惟だ國中の政令は、其の自治を許し、今に至るまで改めず。……即へば球人の作る所の中山史略・球陽志、並びに貴國人の近ごろ刻せし琉球志、皆な明らかに之を載す。

又た琉球國は咸豐年間に於て、曾て合衆國・法蘭國と約を立つ、約中に皆な我が年號・曆朔の文字を用ゐれば、是れ琉球は我が朝に服屬するの國為り、歐米各國、之を知らざる無し。

今忽ち聞くならく、貴國、琉球の進貢を禁止せり、と。我が國我が政府之を聞きて以為へらく、日本は堂堂たる大國たれば、諒ふに隣交に背き弱國を欺き、此のごとき不信不義・無情無理の事を為すを肯ぜざらん、と。……今若し琉球を欺凌し、擅に舊章を改むれば、將た何を以てか我が國に對せんや、且つ何を以てか琉球と約有るの國に對せんや。……端無くして條約を廢棄し小邦を壓制せば、則ち之を情事に揆り之を公法に稽するに、恐らく萬國之を聞き、亦た貴國に此の舉動有るを願はず。……

立論はやはり三部構成というべきで、「覚書」「請願書」とかわらない。まず琉清の朝貢冊封關係を述べたうえで、欧米との条約締結に説き及び、さらに日琉關係、および日本の「処分」に移る。

第一の朝貢關係は、ほとんど「請願書」と同じ所論といってよい。とりわけ最も重要な「惟國內（中）政令、許其自治」の、下線を施したフレーズが共通し、これで同源であることがわかる。

もちろん異なる点がないはずはない。まず清朝の抗議書が証拠となりうる典籍を列举するくだりである。そのうち注目すべきは「貴國人の近ごろ刻せし琉球志」、即ち上述した伊地知著『沖繩志』であり、日本人すら琉清の朝貢關係と琉球の「自治」を認めているではないか、という主張にほかならない。

ついでまた「請願書」と共通するくだりになる。琉球の対欧米条約は、清朝の年号・曆を用いるので、朝貢關係で成り立つとともに、また朝貢關係の存在を承認しているとみなした。「請願書」の琉球側の主張をいかえた論旨といってよい。

そして最後の段落はやはり日本の朝貢阻止＝「処分」を述べる。それは清朝にも欧米にも顔向けできなくなる結果を招くと表現して、朝貢関係も条約関係も毀損するという点も、また「請願書」の論旨と変わらない。このように清朝の立場から「請願書」をなぞったのが、何如璋の抗議書だった。

しかも「請願書」と同じ内容にとどまらない。抗議書はさらに、日本の行為が日清修好条規にも万国公法にも違背すると言いつのった。そこが清朝独自の立場であり、文面である。

真相はともかく、寺島外務卿の言によるかぎり、この論点が日本政府の憤懣反撥をもたらした。すでに見てきたとおり、この論点で争うというのは、清朝政府内で立案した既定方針どおりだったから、日本の態度硬化が一概に何如璋の責任とはいえない。もっとも「欺凌」「不信不義」「無情無理」などのいささか激しい言辞が「暴言」と無関係ともいえず、交渉の不手際と批判を受ける余地がないわけではなかった⁽⁴⁸⁾。

V 翻訳の役割

1 転意

抗議書に対する日本の反応は、すでにみたとおり、また周知のとおりである。結果として日本の翻意はかなわず、かえって「処分」を早めることになった。

それなら同じ趣旨の「請願書」はどうだったか。琉球と条約を締結した相手の欧米諸国を動かしたかといえ、こちらも否である。

琉球の条約に関する失効手続きは、日本と欧米各国双方の政府間で、おおむね処置を終えていた⁽⁴⁹⁾。日本が強気に出ることができ、また欧米側もそれをひとまず静観したゆえんである。

とはいえ、「請願書」に何の効果もなかったわけではない。清朝当局の抗議と相まって、琉球問題に国際的な注目を集める作用を有したし、以後の過程に与えた影響も決して小さくなかった。その実相をみるには、やはり従前に立ち入っては顧みられてこなかった「請願書」に対する欧米諸国の反応を考えなくてはならない。

「請願書」の正本はもちろん漢文である。しかしそのままでは、相手は読めない。そこでどう理解したかは、翻訳テキストが重要である。上にふれたように、アメリカあての英訳と仏・蘭あての仏訳テキストが存在するものの、両者つきあわせるかぎり、内容に異同はない。後者は前者をフランス語に移しただけともいえる文面である。そのため英訳テキスト原文を引き、仏訳は必要に応じて言及するにとどめたい。

Lew Chew is a small country which from the time of Hung-wu of the Ming dynasty (in 1372) has sent tribute to China,and this custom of receiving investiture, as well as the manner of designating the year and of reckoning time in the Chinese style, and of using Chinese written characters, had been handed down to the present time, while Lew Chew has been left by China perfectly free to carry on the administration of her own Government.These regulations have continued in force without change for a period of nearly five hundred years.

In the 4th year of Hien-fung (that is in 1854 or the first year of An-sei of Japan) Commodore Perry, of the United States Navy, came to our humble Kingdom, and allowed us to make a treaty (with the United States,) which treaty contains seven articles written in the Chinese language, the date also being expressed according to the Chinese mode of designating the year. Your Excellency had doubtless a record of the treaty to which you can refer. Subsequently the great nations of France and Holland also negotiated treaties with Lew Chew.

As to our intercourse with Japan, it was formerly with the dependency of Satsuma, but in the 11th year Tung-chi (that is in 1872, or the 5th year of Meiji of Japan) the Japanese having put an end to the Government of Satsuma as a separate dependency, issued compulsory orders that Lew Chew should be attached to Tokio, that our King should be invested with the title “King of a Dependency” and enrolled among the Japanese nobility, and that all business should be transacted with the Department of Foreign Affairs (Guaimusho). In the 12th year Tung-chi (that is in 1873, or the 6th year of Meiji of Japan), Japan forcibly insisted that the originals of the treaties established between Lew Chew and the great nationalities of the United States, France and Holland, should be delivered up to the Department of Foreign Affairs, and in the 9th moon of the 13th year of Tung-chi (that is in 1874, or the 7th year of Meiji of Japan) they arbitrarily transferred the affairs of Lew Chew to the jurisdiction of the Department of Interior (Naimusho). In the first year of Kuang-sü (that is in 1874 [sic], or the 8th year of Meiji of Japan) the Daijokuan (Council of State) of Japan sent proclamations to Lew Chew, saying “The payment of tribute to China and the receiving of investiture from China, are from henceforth abolished,” and that “In the dependency (of Lew Chew) Ming-chi (Meiji) must be used in designating the year, the laws of Japan must be put in force, and those who hold official positions in the dependency must be removed from office.” Our humble kingdom has repeatedly memorialized and sent en-

voys from Japan, imploring her (to delist from pressing these demands) but our Kingdom being small and weak, Japan has persistently refused to comply with our requests. Now in your petitioners' humble opinion, though our Kingdom be but a small nationality, nevertheless it is a nationality. It has always used the Chinese method of designating the year; and has by the condescension of the Chinese Empire been permitted to manage its own local government. Japan now arbitrarily commands us to change our customs and to dismiss our officers. It will be seen by reference to the treaty between the United States and Lew Chew, that the Chinese method of designating the year and the Chinese written language, are employed in that document. Now if we are rendered unable to do as we have hitherto done, and are prohibited henceforth to receive investiture from China, then too the treaties into which we have entered will be like so much waste paper. Not only will we be rendered unable of preserving our existence as a nation, but will have reason to fear the displeasure of the great nationalities with which we have entered into treaty relations, and shall not be able to answer for our conduct to the Chinese Empire, and are overwhelmed with shame and anxiety. Now although the territory of our Kingdom is, as it were, only the size of a bullet, yet the United States recognized and treated Lew Chew as distinct nationality, and permitted us to enter into treaty relations with them, which kind and considerate conduct we have never ceased deeply to appreciate, and now, in these our times of urgent peril, we turn to the United States, in the hope that they may induce Japan to leave Lew Chew to remain as she has been hitherto, and for such great benevolence our whole people, both officers and people, will cherish profound gratitude.....

以上を受理したビンガムは、琉球が「一切舊に照ら (to remain as she has been hitherto)」すことのできるよう求める請願を前向きに考慮するよう、本国国務省に具申したけれども、容れられなかった⁽⁵⁰⁾。つとに「覚書」受理の段階から、その意向を抱いていたビンガムは、「請願書」を受けて具体的な外交活動に及んだわけである。

それならなぜそう認識、行動したのか、ビンガムの発言を聴いてやらねばなるまい。その趣旨は以下の一文に凝縮されよう。

5世紀にわたる完全な自由を許し、1854年に琉球がわが政府ととった行動（琉米条約締結）に明らかに同意した後になって、日本政府が琉球諸島に対する無上の主権 (supreme authority) を主張するのは遅すぎる。……⁽⁵¹⁾

このセンテンスの概念と立論なら、日本の「主張」が「遅すぎる」といって間然するところはないし、ピングラム自身「請願書」の内容から、そう帰納し結論づけたのもまちがいない。

またこれは必ずしも、かれだけの解釈ではなかった。のち「請願書」をみたパークスも、日本政府の「説明」は足らないと明言している⁽⁵²⁾。多かれ少なかれ外国公使に共通した所感だといってよい。

そこでやはり重要なのは、いわゆる琉球の「5世紀にわたる完全な自由 (five centuries of perfect freedom)」と表現した認識にあらう。琉米条約締結も当然その「完全な自由」に含まれる行為だった。だとすれば、この表現・認識はどこから来たものなのか。

その「5世紀」とは「五百餘年不改 (without change for a period of nearly five hundred years)」という朝貢冊封の関係を説明する「請願書」のフレーズに、また「完全な自由」とは、英訳文の “Lew Chew has been left by China perfectly free to carry on the administration of her own Government (Loochoo a été parfaitement reconnu libre par la Chine de diriger l’administration de son propre gouvernement)” に由来する。朝貢冊封関係のなかで「國內の政令は、其の自治を許す」という漢語を翻訳した英文だった。

そうはいても、この「自治」という漢語を「自国の政務を営む完全な自由」とするのは、訳しすぎの観が否めない。これだけにとどまらず、どうやら訳文全体の筆致がそうであって、「自治」の解釈とも足並みをそろえているようである。

煩瑣に失するので、関連する典型例を挙げるにとどめたい。「自為一國」という漢語を “nevertheless it is a nationality (est toujours une nationalité)” と訳したくだりである。パークスなどはこれを受けて、「以前」の琉球を「自ら施政するまぎれもない国家 (a distinct nationality under its own Government)」とまで定義した⁽⁵³⁾。

これで琉球は久しく西洋列国と同等の「国家」でありながら、日本がその意に背いて併合を強要しようとしているとの構図ができあがる。英米の眼が日本に厳しくなるのは無理もなかった。

もっともそういえるのは、訳文ならではである。「自為一國」という原語の漢文であれば、解釈の振幅は後述のとおりもっと広い。それを nation と言い切るのは、衍義というよりは、転意ないし誤訳とすらいってもよいくらいである。

この英訳文がいかなるいきさつで、誰の手になったかは、無記名なのでわからない⁽⁵⁴⁾。しかし日本の横暴を西洋諸国にアピールする清朝側・何如璋のねらいは、こうした翻訳と転意を通じてこそ、図に当たったといえる。

2 「請願書」の構成と客観情況

琉球はかくて「国家」として「完全な自由」を有するとみられるにいたった。なればこそ、日本の不当性も強く映じたのである。しかし従前、とりわけいわゆる救国運動で描いてきた琉球側の自画像が、必ずしもそうだったわけではない。だとすれば、「請願書」の趣旨も含意が異なってくるので、少しそのあたりを拾い上げてみよう。

琉球が近世以来の国制を維持できたのは、あくまで「隠蔽」を包含する「両属」状態によっていた。これは本稿冒頭でも説いたとおりである。当時の琉球の人士もどうやら、そのことを肌で知っていた。清朝との朝貢冊封関係が断絶すれば、「両属」状態そのものを損ない、ひいては自らの国制が崩れてしまう、という危機感を抱いたのである。

1875年以降の救国運動は、そうした危機感と公表した「両属」概念とが結びついて展開した。相手の日本に直截「請願」したところから、琉球側の視界の範囲と関心の所在がわかる。たとえば以下のようなフレーズ。

往古ヨリ両属ノ儀ハ、各国明知スル所ニシテ……海陬僻居之小邦、御両国江依頼致、国立居候処、……⁽⁵⁵⁾

本藩固ヨリ海表ノ孤島西陲之弱国ニして自立スル能ハス。皇国支那二大邦ニ間シテ両朝ニ服事スル数百年一日之如シ、更ニ厚薄ナシ。⁽⁵⁶⁾

同じことを言い換えた二文である。日清の二国に「依頼」「服事」しなければ、琉球がたちゆかない、という趣旨は、確かに清朝との朝貢冊封関係もその欠くべからざる一環だというにひとしい。

しかしそれは、欧米公使あて「請願書」にいうような「敝國は小なりと雖も、自ら一國を為す」というフレーズ・論理には必ずしも重ならない。前半の「小なりと雖も」までは和文の「小邦」「孤島」「弱国」と同じであっても、「自ら一國を為す」はどこに由来し、なぜ「小」国と結びついたのか。

類似する句作りが琉球側の発言にないわけではない。日本あての請願書にも、

当藩海南僻在ノ小邦ト雖モ、固ヨリ君主ノ権ヲ有シ、開国以来土地風俗ニ従ヒ、政令刑法ヲ布キ施シ、至今藩内無為ニ相治リ……⁽⁵⁷⁾

当藩固ヨリ南海ノ一少部^{ママ}トハ乍申、数百年来君主ノ権ヲ有シ……⁽⁵⁸⁾

といい、「小邦ト雖モ、固ヨリ君主ノ権ヲ有シ」たというのがやや近い文言と見受けられ

る。おそらくこのあたりの趣旨を漢文化したものと思われるけれども、いっそう近似したフレーズも存在した。何如璋がすでに入手していた『沖縄志』巻二「貢献志」に、

……故ニ世琉球ヲ以テ兩属ノ国ト為ス。之ヲ要スルニ、琉球ハ叢爾タル小国ト雖モ、
頗ル自主ノ国体ヲ備フ、……

とあって、直接にはこれを下敷きにして作った蓋然性が高いだろう。引用文の論理は「両属」だから「自主」を具備するというにあって、そこは従来の琉球側の所説と違うところはない。このくだりは後註(76)でも引くとおり、琉球の廃藩置県後、あらためて清朝本国当局の注目を集め、日本政府との論争で引用もされているので、立場を同じくする何如璋が先んじて活用したとしても首肯できるところである。

さらに琉球側の議論にも、

本藩ノ儀、皇国支那へ奉属、御両国ノ御蔭ヲ以、一国ノ備相立〔あひたつ〕、上下万民、致安堵居候故、皇国御奉公・支那へノ進貢ハ、本藩重大ノ規模、万世万代不相替、忠誠ヲ励シ度本願御坐候処……。(59)

とある。それなら「自為一國」は、「君主の権」と「自主ノ国体ヲ備フ」と「一国ノ備相立」と相応じており、こうした琉球側の和文フレーズを典拠・素材として漢文化した一句ともおぼしい。従前の漢籍に用例がない成句でもなかった⁽⁶⁰⁾。

「自主」という漢語概念を漢文テキストにそのまま用いなかったのは、「属」している地位だったから、「主」字を書き込めず、琉球自ら用いた「君主」という概念を避けたのと同じ文脈にあると思われる。それでも琉球が対日関係で主張していた論点の端々をみてとるのは難しくない。

この「自主」概念の代替を果たすのが、後文の「自治」になる。ところがそこで、明らかに論理が違ってきた。「大清國の年號を遵用し、大清國の天恩高厚にして、其の自治を許す」というように、「両属」の所産ではなく、清朝が「許した」との文脈になっているからである。なればこそ、日本の強要との対比がきわだった。しかしそれは客観的な状態、ないし琉球年来の主張と齟齬が否めない。

ひとつは日本相手の「請願」であればこそ、日本も含む「両属」の趣旨にならざるをえなかった事情がある。逆に訴える相手が日本でなければ、日本が停止を強いる対清朝貢関係を自ずとクローズアップせざるをえない。かくて、あたかも前代の「隠蔽」よろしく、

「近世」日本との関係は、欧米にも隠蔽されてしまった。

これは実に日琉関係のいきさつに暗く、また立ち入って関知しようとしないう清朝側の制度的疎遠と平仄が合っている。とりわけそんな清朝の立場が明らかなのは、あえて薩摩藩との関係を「往來 (intercourse)」とした措辞であり、憤懣を漏らす日本人も当時いたほど、客観的な史実と隔たりのある術語表現だった⁽⁶¹⁾。いよいよ清朝とその朝貢関係のみが「自治を許す」という論理になり、それにともなう、訳文テキストの転意ないし誇張も、誘発を免れなかったとおぼしい。

こうして伝統的な琉球のあり方とは、「自為一國」を翻訳した“nationality”にみまがう“State existence”であり、「自主」「自治」というほぼ“perfectly free”な“autonomy”ないし“independence”を備えていたとみなす向きが出てきた⁽⁶²⁾。欧米人の間で日本の「処分」に是非が分かれたゆえんであり、以後の帰趨を少なからず左右する。

さすがに随一の日本通にして極東通だったイギリス駐日公使館通訳官のサトウ (Ernest M. Satow) は、そんな文書の行き交う中であって、種々翻訳に従事しながら、おそらく最も冷静に事態をみていた欧米人の一人である。「琉球ははじめから、誰からも脅かされず、二大隣国の友好を享受しながら、以前のままありたいといってきた」と、琉球の利害関心がとりもなおさず「両属」状態にあると喝破していた。

しかしそのサトウですら、「琉球に対する主権を主張している」と「誤解されてきた」清朝は、このとき「ただ琉球の言い分を支持したにすぎない」と述べ⁽⁶³⁾、その裏面にあった「両属」に対する従前の制度的疎遠と新たな利害関心には、とても理解が及んでいない。それなら率先して、琉球の「自治」＝「完全な自由」をとえ、「調停」に腰を上げようとしたアメリカ公使ビンガムをはじめ、ほかは推して知るべしだろう。

「両属」理解はこのように、どの当事者においても十分ではなかった。あるいは琉球の「両属」「自主 (自治)」とは、本来それぞれのそうした一知半解の組み合わせで、はじめて成り立っていたもののなのかもしれない。

VI 「処分」以後

1 東京から中国へ

このように琉球問題を本国政府に具申したそのビンガムは、まもなく賜暇帰国で離日、翌1879年1月初め、ワシントンにもどっている。しかし留守の間、琉球ないし日清対立について北京駐在のアメリカ当局からは、ほとんど何の反応もなく、駐日公使館からもさして有力な続報はなかった。不在のビンガムを代理したスティーヴンス (Durham W.

Stevens) は、「日本にいつそう与する立場」だった⁽⁶⁴⁾ からか、静観を守っている。

しかし琉球の廃藩置県断行は、まもなく動きが顕在化し、4月4日には沖縄県が正式に設置された。スティーヴンスはそのような局面にあたって、なおも「琉球側の抵抗は実現するとは思えない」、清朝側も動きそうにない、との見通しを報告している⁽⁶⁵⁾。これとは対蹠的に、ビンガムは5月21日、東京に帰任するや、やはり坐視できず、重ねて本国に事態の急変と日本政府の論拠薄弱を報告した⁽⁶⁶⁾。

いつその当事者たる何如璋も、まさか手をこまぬいて傍観していたわけではない。廃藩置県の前から協議を日本政府に持ちかけ、また事後にも抗議を申し入れる⁽⁶⁷⁾ かわら、あらためてビンガムにアメリカの「調停」を依頼している⁽⁶⁸⁾。

もっとも日本に駐在するこの米清両公使についていえば、年をまたぎ廃藩置県を経ても、言動の様式は以前と基本的にかわっていない。そのため静観するアメリカ本国政府、ないし強硬な日本政府を動かすことは、どうやら難しかった⁽⁶⁹⁾。それを象徴するのが、たとえば6月10日付、何如璋の寺島外務卿あて「照會」であろうか。

貴國の列して版圖に在る者は、自ら「内政」と稱して可なり。琉球は海中に孤懸し、古従り今に至るまで、自づから一國と為る。即へ我に封貢し、我が藩屬為るも、其の國中の政教・禁令、亦た其の自治を聽す、其の名義を論ずれば、則ち我に於ては服屬せるの國にして、其の政事を論ずれば、則ち琉球實に自ら一國を為す。而るに來文忽ち「内政」と曰ふは、本大臣の實に解せざる所なり。……⁽⁷⁰⁾

すでに引用した抗議書の所説と同じく、何如璋は自ら述べた地勢的な要素をくり返して前提としつつ、「自為一國」「自治」の論理・概念を展開し、琉球を「内政」問題だという日本政府に反駁した。

つまりは依然として、廃藩置県前に琉球側が外国公使に提出した「請願書」と軌を一にする立論である。廃藩置県の前後を通じて、スタンスは変わっていない。ただ後述のとおり、十日前の総理衙門の文書に応じたからなのか、この文面で「自為一國」の主張がやや強まっている点、注意すべきである。

ともかくこれでは、廃藩置県以前の請願書・抗議書とほとんど同じ論理・概念だったから、日本の外務省に対して訴求力はなかったのも無理はない。琉球をめぐる交渉は、日本現地の駐日公使館ルートではほぼゆきづまったわけである。

逆にいえば、交渉は場所・文脈を変えて、新たな段階に入ろうとしていた。舞台もそれまでの東京から、むしろ中国に移る⁽⁷¹⁾。

2 「自為一國」と「両属」

琉球の廃藩置県の報を受けた清朝の総理衙門は、同じ1879年の5月、北京に赴任して早々の日本公使宍戸璣に抗議を申し入れた。総理衙門が宍戸公使に、この時点でこのような行動に出た動機・いきさつはよくわからない。日本に対するかぎりであれば、おそらく新任公使の着到をとらえて、相手の機先を制し、以後の局面・交渉をなるべく有利にすめようとした挙ではあるのだろう。

ともあれ琉球問題は、ここから本格的に日清の政府間の係争となった。清朝側も海外の出先に対処を任せるばかりではなく、本国の当局が相応の交渉を試みる。以後の経過は、清朝のほうでは本国ベースですすんだ。

その口火を切った総理衙門の宍戸公使に対する抗議をまずみてみよう。文面は以下のとおり。

琉球一國、世々中國の冊封を受け、中國の正朔を奉ず、中國に入貢せること、今に於て已に數百年、天下の國、共に知る所なり。中國其の職貢を受くるを除くの外、其の國の政教・禁令は、悉く自為を聽す。中國は蓋ね其の自ら一國を為すを認むればなり。即ひ中國並びに貴國と換約せるの各國なれども、亦た琉球と換約せる者有るは、各國も亦た其の自ら一國を為すを認むればなり。琉球既に中國に服し、而も又た貴國に服す。中國之を知れども、而れども未だ嘗て之を罪せず。此即ち中國其の自ら一國を為すを認むるの明證なり。⁽⁷²⁾

立論にあたって、何如璋の抗議書が言及した欧米と琉球の条約も論拠とし、語彙概念もほぼ共通しているから、本国・出先が足並みをそろえたようにも映る。たとえば「其國之政教・禁令、悉聽自為」のくだりは、何如璋の以前の抗議書で「國中政令、許其自治」、また同じ時期・最新の寺島あて「照會」では、いっそう用字を合わせて「其國中之政教・禁令、亦聽其自治」と作り、両者ほぼ同じだった。出入のある字句としては、「自治」を「自為」とした箇所になる。

両者ほぼ意味にかわりはない。けれどもことさら「自為」という表現にしたのは、けだしこの概念を承けて、琉球の「請願書」・何如璋の抗議書でも用いていた「自為一國」に接続させ、いっそう琉球の「自治」を強調できる効果をねらったものであろう。もちろん日本政府に真っ向から反論する目的に即していた。

その限りでは、前年以來の何如璋の言動をひきついではいる。けれどもそれだけでは括れない側面もあった。

ひとつは「請願書」・抗議書にも言及する「自為一國」概念である。実にその含意は、一定していなかった。何如璋の場合、前年78年10月もこの79年6月も、日本への抗議には「海中に孤懸し、古従り今に至るまで、自づから一國と為る（自為一國）」というので、地勢上自然に「一國」にまともっているニュアンスが強い。清朝はその状況を追認して「自治」を許したという論理であった。

それに対し琉球の「請願書」は、地勢の「孤懸」と関わりなく、「小なりと雖も、自ら一國を為す（自為一國）」と述べている。こちらは直截に自立・「自治」を訴える意味になり、だからこそ欧文で“nationality”と訳された。

この違いはおそらく清朝と琉球の立場上、主張の重点の置きどころがちがった所産だったのであろう。「自為一國」自体が、そうした意味内容の振幅を許す成句だったともいってよい。

この総理衙門の抗議に及んで、「自為一國」はより琉球の立場に近い、まったく「自治」の言い換えになった。何如璋の抗議書から変化したとみることもできる。

変化というなら、それだけにとどまらない。東京方面での「覚書」「請願書」・抗議書は、すでにみたとおり、清朝と琉球との朝貢関係は特筆してあっても、日本と琉球の関係にはほとんど触れないのが大きな特色だった。せいぜい「往来（intercourse）」と表現するくらいで、それまで日本・琉球ともに言いつのってきた「両属」の趣旨を含んでいない。何如璋はつとに前註（21）所引の李鴻章あて書翰に「中東兩属」と書きこみ、また『沖繩志』も入手していたから、「両属」の概念も内容も知らないはずはないので、それは交渉戦略の一環だったのであろう。

ところが総理衙門は宍戸公使に対し、琉球は「又た貴國に服す」と明言し、「両属」の内容を述べているから、欧米あて「請願書」をふくむ何如璋の所論・立場からすれば、変化を認めてよい⁽⁷³⁾。いずれにしても、清朝の側が日本に対し、琉球を「両属」状態にあるとみなすばかりか、それと「自為一國」が矛盾しないという立場を公式鮮明に打ち出すのは、けだしこれが初めてだった。

もとよりそれは、琉球側がくりかえし日本当局に訴えていたように、「両属」だから「自治」だとの意味ではない。「自治」だから日本にも「服し」たというにあって、そこはまったく逆の立論ではある。またそのためか、清朝側が「両属」という語彙概念を公式、直截に用いることはなかった。それでも自らの琉球との関係ばかりではなく、従前の日琉関係にも一定の配慮を示したのはまちがいない。

これは廃藩置県を経て、日本の作り上げた既成事実を前提とせざるをえなかったからである。もはや前年の何如璋のように、日本の立場を顧慮せず、朝貢停止の撤回を求めるば

かりとはいかない。それでも琉球の日本専属を否定しつつ、日本に一定の譲歩を迫る必要がある。そこで「自為一國」と「兩属」が清朝の側でも、いよいよ重要な論点になってきた。

3 日清交渉と概念の振幅

もちろんそうした主張に、日本側は納得しない。総理衙門の所説に対し、琉球は一貫して日本に服属してきた、と反論した。その論理を支えるのが、「自主」「自為一國」という漢語概念は、属国ではありえない、とする解釈である。

中國王大臣謂へらく、「琉球の自ら一國を為すを認むるは、中國其の職貢を受くるを除くの外、其の國の政教・禁令は、悉く自為を聽す、に據ればなり」と。政教・禁令自主自為するを得る者は、以て自ら一國を為す可く、政教・禁令自主自為するを得ざる者は、以て自ら一國を為す可からざるは明らかなり。我が國の琉球に於けるや、慶長征服の後、之を薩摩の封土に并せ、其の内政を統ぶ。兵は其の土を成り、吏は其の民を理め、其の田を徑し、其の税を收め、禁を布き令を行ふこと、一として足らず、内屬附庸、誓文^{ママ}接^{ママ}に在り。猶ほ其の自ら一國を為すを得んや。……而も又た修好條規の第一款を引きて斷案と為す。蓋し「琉球は其の附する所の邦土為り」と謂へばなり。抑も自ら一國を為さば、則ち屬する所の邦土に非ず、既に屬する所の邦土為らば、則ち自ら一國を為す者に非ず。……⁽⁷⁴⁾

属国に非ざる「独立国」を「自為一國」という漢語の意味内容とみた⁽⁷⁵⁾ うえて、属国と「自主」「自為一國」とは、両立しえない択一的な概念であるとともに、琉球は日本の「内屬附庸」にほかならないというにある。

総理衙門はこうした言説・主張に対し、

「既に屬邦為れば、則ち一國に非ず、既に一國為れば、則ち屬邦に非ず」と謂ふが若き、夫れ頒受職貢せるは、屬邦の實なり、政教・禁令、遙制を為さざるは、自ら一國を為すの實なり。二者並行して悖らず、中國の琉球を待つこと是の如し。……「天下並びに兩屬の臣民無し」と謂ふが若き、何を以てか、前數年貴國人の著す所の『沖繩志』、其の自序及び其の卷中「貢獻志」の小序に、亦た琉球は「兩屬ノ國ト為ス」、「頗ル自主ノ國體ヲ備フ」、「外國ヲ以テ之ヲ待チ」、「和漢同揆ナリ」の語有らんや。……⁽⁷⁶⁾

と、その措辞・概念に即して日本側に反駁した。当時の清朝側にとっては、「自為一國」は属国でないところではない。伊地知貞馨『沖繩志』の語彙概念でいえば、「自主」にして「両属」がその内実だったわけで、日本の定義をまったく否定する解釈だった。

このように日清相下らぬ形勢のなか、清朝側が当初に想定し、また何如璋が試みようとしていた西洋諸国、とりわけアメリカの「調停」が日程にのぼってきた。周知のとおり、当時世界周航をしていたグラント（Ulysses S. Grant）元大統領の日清来訪とそれに続く、いわゆる「分島改約」交渉である。そこであらためて問題となるのが、「両属」「自為一國」の解釈・含意だった。

4 李・グラント会談

「分島改約」交渉そのもののいきさつは、やはり従前の研究が論じつくしている⁽⁷⁷⁾。再説には及ばないし、本稿の論旨に関わる点にしぼってみれば、とりあげるべき史料もさして多くはない。

交渉は周知のとおり、グラントの来華からはじまる。北洋大臣李鴻章・総理衙門がかれに「調停」「調処」を依頼して、協議を重ねた。もちろんこれまでの琉球の地位も論点になる。たとえば1879年6月12日の李鴻章・グラント会談でのやりとりには、

グラント
格 云へらくは「琉球は自ら一國を為す、日本は乃るに吞滅し以て自ら廣からんと欲す。中國の争ふ所の者は土地にして、専ら朝貢と為さざれば、此甚だ理有り。將來能く另に專條を立てて纔かに好からん」と。

答へて云はく「貴總統の見る所極めて大なり。拜託す、拜託す」と。⁽⁷⁸⁾

とみえる。会談記録の漢文テキストの一節で、ほとんどグラントの発言。日清修好条規第一条の条文をアメリカ側に示したうえで、「中國に臣事し」、またアメリカとも「通商章程」を結んでいた琉球を亡ぼした日本の非を訴える李鴻章の主張を、ペティック（William N. Pethick）副領事が英訳して伝えたのに対する回答だった。それに応じた李鴻章の側には、手放しの賛成のセリフしかない。

しかしつとに筆者も検討したとおり、実際のグラントの発言がこのとおりだったとはかぎらない⁽⁷⁹⁾。この会談には、アメリカ側による英文の記録も残っていて、そこに以下のようにあるからである。

総督〔李鴻章〕は……「アメリカと琉球列島の間には、条約が存在しており、それは

アメリカ政府が琉球を独立国（an independent Power）として扱ったことを示す」と指摘した。そのうえでグラントにその問題に関する国際法への注意をうながし、「日本のやり方はほかの列強の干渉を求めるに値する、さもなくば、外国がかねてより清朝に対し引用する国際法は、無意味となろう」と主張した。

グラントは「……アメリカが琉球列島を独立国（an independent Power）だと認めた条約を総督が引用した、という事実からすると、清朝は日本と交渉するときも、琉球を独立国とみなすにやぶさかでない、とお考えなのか」と述べた。

総督は「たしかに独立国だ。しかし完全に正確に言えば、琉球は半独立国（a semi-dependent Power）というべきである。清朝はその島々に主権を行使することはなかった（never exercised sovereignty）し、主張を強要することもない。しかし清朝は、その内地の保全（the integrity of her inland territory）と同様に、沿岸で関係を有する琉球という国の自立を保つこと（the maintenance of the independence）に、大きな利害関心を有する。実際上は（As a matter of fact）、清朝はかねてから各省や属国（her provinces and dependencies）に大きな権限を認めてきているので、皇帝は琉球にもそうした主権（the rights of sovereignty）の行使はしたことがない。しかし法律・権利の上からいえば（As a matter of law and right）、その権限を譲り渡したわけではなかった。だから琉球国王は、日本が侵入して禁じるまでは、いつもそれを尊重して、こちらへ朝貢にきていたのである」⁽⁸⁰⁾と答えた。

グラントと李鴻章の間答になっていて、漢文テキストほど簡略ではない。

英文テキストのグラント発言は、アメリカと条約を結んだ琉球の地位と清朝との関係を問う趣旨である。それに李鴻章が答辯しているのであって、後者のほうがむしろ長い。引用に続く問答でも、グラントはいわゆる「朝貢（tribute）」の性格をくわしく李鴻章に問いただしている。漢文テキストにそうした記述はない。

両テキストのグラントの発言だけをつきあわせれば、“an independent Power”を「自為一國」と訳したようにみえるかもしれない。けれども李鴻章側の発言は、漢文テキストでは無きにひとしいのだから、英文のほうのそれを、漢文のグラントの発言に繰り込んだとみなすべきである。

そうした事情は文章構成からも、推測に難くない。たとえば、漢文テキストの「争ふ所の者は」「専ら朝貢と為さ」ず、をグラントの発言とするのは、西洋列強が「朝貢」に否定的なのを、北京政府に伝えて納得させるためだとみることも可能である。相応する英文テキストは、李鴻章が述べる「朝貢」に対し、グラントの側が疑念を呈する文脈だった。

「朝貢を争」わない「小國を保護する例」が当時、李鴻章の周辺で取り沙汰されており⁽⁸¹⁾、英文・漢文ともにその方針と符節を合する。

いまひとつ例をあげたい。英文テキストで、李鴻章が「実際上は」と対比して「法律・権利の上からいえば」と、ことさらに言い添えている論法である。これは西洋人にもわかるように、西洋的・近代的な語彙・ロジックに置き換えた説明にはかならない。それなら漢語に移して漢人に読ませるには、李鴻章じしんより西洋人・グラント側の発言にしてしまったほうが、直截明快である。こうして、英文では互いに問答せざるをえなかった、双方の捕捉定義しがたい琉球の地位を、「自為一國」という漢文のワン・フレーズでまとめた、とみることができよう。

漢文テキストと英文とでは、かなり文意は異なりながら、「土地」と“territory”にしても、「朝貢」と“tribute”にしても対応はしている。したがって「自為一國」という漢語も、“independent”であり“semi-dependent”でもあり、清朝の「主権の行使はしたことがない」、「朝貢にきていた」など、琉球の地位をあらわす李鴻章の発言の趣旨をも含みこんだ対応表現だとみたほうがよい。だとすれば、清朝に「朝貢」をおこなう「属国」でありながら、清朝の「主権」は行使しない「自治」「自主」が、琉球の「自為一國」の具体的な内容だということになる。

5 分割案

しかしアメリカ側は、英文テキストが縷述するこうした趣旨、あるいは清朝側の意向をどこまで理解できたであろうか。とりわけグラントに通じなかったのはまちがいない。かれが日本の譲歩を含んで想定した「調停」案は、いわゆる二分割案だった。つまり沖縄本島以北を日本領とし、宮古・八重山諸島以南を清朝に帰属させる方策である。琉球の「自主」「自治」「自為一國」は、およそ考慮に入っていない。

これに対し、清朝側の意向をさらに取り入れた、別の案もまもなく浮上してきた。沖縄本島に琉球王国を復活させ、奄美以北を日本へ、宮古・八重山以南を清朝へ帰属させる、いわゆる三分割案である。

いずれの発案にも、グラントと親しく交わった上述のマッカーティが深く関与していた。二分割案が日本の立場に顧慮しつつ、琉球列島すべてを併せる廃藩置県からの譲歩を迫ったもの、三分割案はいっそう清朝の意向・論理を体して立案したものであるとすれば、ともに日本滞在が長い西洋人の清朝公使館職員たるマッカーティ自身の立場・考案にふさわしい⁽⁸²⁾。

琉球列島の日清分割は、近世の「両属」状態をいわば近代の主権国家体系に転化させよ

うとする発想だった。それが同時代アメリカ人の案出でありながら、曲がりなりにも日清間で現実の交渉の俎上にのぼったのは、日・琉ともに近世の「隠蔽」を解消したうえに、清朝側も既往の制度的疎遠から転じて、往年の「両属」状態、つまり琉球の対日服属を公式に認めたからである。

そうした事情を象徴するのは、たとえば「両属」概念を明記した『沖縄志』に対する関係者の認知共有であり、具体的にはマッカーティが1879年7月ごろ、グラントに分割案を提案した光景であろうか。かれは『沖縄志』を持参して、二分割案の「ほかに、妥協案はみあたらない」と述べた、と述懐し⁽⁸³⁾、さらにそのさい『沖縄志』の内容をグラントに説いたらしい⁽⁸⁴⁾。だとすれば「両属」の状態・概念を、疎遠だった清朝側に伝えたこの書物が、さらに分割案を生み出す史的論拠となったとみるのも可能である。

そして分割案が分岐したのは、『沖縄志』にいわゆる琉球の「自主」を明治日本が否定したのに対し、清朝がその存続を「自治」「自為一國」として譲らず、かつまたそれを支持する欧米当局者もいたからであった。以後も一貫して、二分割案で妥協をはかろうとした日本と、三分割案ないし琉球王室の存続に固執した清朝との差違・分岐は、じつに「両属」「自為一國」の概念把握の懸隔から生じていたといえよう。

「分島」をめぐる係争は、遅くとも日清戦争で終わった。けれども係争を生み出した琉球・沖縄の帰属をめぐる観念の懸隔そのものは、どうやら今なお消滅していないようである。

お わ り に

本稿の目的は「琉球処分」の顛末や相剋を語ることではない。その過程はすでにおびただしい先行研究が、ほぼあますところなく明らかにしてきた。そこにつけくわえるべきことは、けだしごく少ない。

もし補えるとすれば、何をめぐって争っていたのか、その全体的な実相をつきとめるにある。従前はそれを理解するため、「伝統的秩序（観）」「近代的秩序（観）」の二項対立という構図を立ててきた。しかしながらそうシンプルな整理判別が必ずしも容易ではない事情を、本稿はやや立ち入って、述べてきたつもりである。

琉球の「伝統的秩序」とは「両属」状態であった。しかしその状態は、当事者によって立場・視角・影像が異なっている⁽⁸⁵⁾。端的には誰も、琉球が日清に同時に属していることを公式に認めようとはしなかった。知りながら、の場合もあれば、知らずに、の時もある。そこには日琉の「隠蔽」、清朝の疎遠が作用しており、それぞれの認識・行動を規定

した。とりわけ本稿で着眼したような、在地在来に委ねる原則だった清朝の統治体制⁽⁸⁶⁾にかかわって発現する制度的疎遠は、閑却できない。それぞれの朝貢国側の国制ともあいまって重視すべき要点であろう。

日本の「開国」以後、欧米・西洋近代が「参入」、介在したことによって、そうした琉球の「隠蔽」・清朝の疎遠は次第に解消し、「両属」の状態が公式に認知されるにともない、矛盾も顕在化してゆく⁽⁸⁷⁾。そのうち日琉関係、つまり「両属」状態に最も疎かった清朝の当初の言動とその意義は、これまであまり着眼もなく、解明もなされてこなかった。本稿は駐日公使何如璋の1878年の活動を中心に、そこを補おうとした試みである。

日本に着任した早々の何如璋は、琉球のいわゆる救国運動に乗じる形で、対日交渉をすすめ、その「処分」進行を阻止しようとした。そこで関連の深かったのは、琉球が条約を締結した欧米三カ国に提出した「請願書」である。その成り立ちと伝達のくわしいきさつについて、考証と仮説を交えながら復原した。

これまで立ち入った検証がなかったのは、何如璋の活動や「請願書」そのものが直接的な効果を上げたようにみえなかったからであろう。しかし琉球の欧米諸国あて「請願書」から何如璋の対日抗議にいたる過程では、たとえば「一國」「自治」など「伝統的秩序」をあらわす漢語概念が、“nationality”や“perfect freedom”のような「近代的秩序」にみまがう術語で解された。「伝統」vs「近代」のような二項対立の見方では到底わりきれないそうした認識・観念は、以後の「分島改約」交渉をはじめ、当事者・関係者の言動を規定、左右し、容易に日清の妥協を許さない条件を形づくっている。

そしてそれは、琉球のみにとどまらない。少なくとも清朝からみれば、とりまなおさず別の「属国」にも影響、波及する問題だった。琉球問題で「両属」と不可分だった「自治」「自為一國」＝「自主」の概念・内実は、そこであらためて争点と化す。

それなら「琉球処分」の過程は、少なくともそうした問題をふくめて考えなくてはならない。既知の史実およびその意義を描きなおすことにもつながるのか、再考をすすめるべき今後の課題となろう。

註

- (1) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』京都大学学術出版会、2005年、波平恒男『近代東アジア史のなかの琉球併合——中華世界秩序から植民地帝国日本へ』岩波書店、2014年、ティネッロ・マルコ『世界史からみた「琉球処分」』榕樹書林、2017年、柳原正治「仕置、附庸、属国、そして主権——近世・近代における琉球王国の「国際法」上の地位」同編『変転する国際社会と国際法の機能——内田久司先生追悼論文集』信山社、2018年、所収、上

原兼善『黒船来航と琉球王国』名古屋大学出版会、2020年、箱田恵子「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」『史窓』第77号、2020年、張天恩「琉球問題をめぐる日清交渉と国際法——清国の国際法受容の様相」『ソシオサイエンス』第26巻、2020年、トーマス・バレット「D.B. マッカーティと「琉球処分」問題——清朝在外公館における外国人館員の私的活動とその意義をめぐって」『史学雑誌』第131編第2号、2022年。また本稿がほぼ脱稿したのちに刊行をみた、山城智史『琉球をめぐる十九世紀国際関係史——ペリー来航・米琉コンパクト、琉球処分・分島改約交渉』インパクト出版会、2024年には、書名にもみえたとおり重なる論点が少なくないものの、それによって、本稿の論述を改める必要はみとめなかった。

- (2) 典型的なものに張啓雄氏の一連の研究があり、最近の日本語で読めるものとして、張啓雄「〈以不治治之論〉対〈實效管轄領有論〉——1874年北京交渉会議から見た日中間国際秩序原理の衝突」『社会システム研究』第32号、2016年をあげておく。扱う局面も異なり結論もまったく逆ながら、同じ発想・観念と立論からする最近の論考に、森肇志「琉球帰属問題とアーネスト・サトウ——日清新聞論戦に対する評価およびその背景」柳原正治・兼原敦子編『国際法からみた領土と日本』東京大学出版会、2022年、所収がある。
- (3) 『鹿児島県史料 旧記雑録追録 1』鹿児島県維新史料編さん所編、鹿児島県、1971年、第285号文、156頁「自古来唐と日本ニ相隨罷居候、当時御当家ニ被成拝領候へとも日本国之内にて無之候間、如此沙汰ハ從此方御指図可難成候」。
- (4) 渡辺美季『近世琉球と中日関係』吉川弘文館、2012年、162、163、169、244-245頁。〔〕は引用者による補足。なお本稿の論述で、近世琉球と日本・薩摩との関係、とりわけ「近世日本の琉球支配」を立ち入ってとりあげる余裕はない。さしあたり、たとえば最新のまとまった研究成果たる本土博成『近世日流関係の形成——附庸と異国のはざままで』名古屋大学出版会、2023年、とりわけ「隠蔽」「両属」に関して、353-358、370-375、380-388頁を参照。
- (5) 茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』世界史リブレット41、山川出版社、1997年、10-12頁、渡辺美季「隠すという外交」三谷博・張翔・朴薫編『響き合う東アジア史』東京大学出版会、2019年、所収、215頁。
- (6) 清朝の琉球派遣使節については、夫馬進編『増訂 使琉球録解題及び研究』榕樹書林、1999年、同『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』名古屋大学出版会、2015年、112-117頁、渡辺前掲論文、および夫馬の所説を継承する木村可奈子『東アジア多国間関係史の研究——十六～十八世紀の国際関係』思文閣出版、2024年、236-253頁を参照。
- (7) 夫馬進「増訂版に寄せて」同編前掲書所収、iv-x 頁は、清朝の使節があえて「隠蔽」を「過度に」追及しなかった「努力」と「慎重な外交官の判断」を特筆するものの、そうした解釈・所論には必ずしもしたがえない。いわゆる「努力」「判断」は、「義理」を嫌ったいわゆる考証学の「限界」のみならず、清朝の体制・制度から生じる当局の疎遠・無関心・無頓着に即応した官僚的な事なかれ主義にも合致するからである。当時の漢人知識人の一般的な行動様式からすれば、そのほうがいっそう実態に近い。「判断を停止し、それ以上は問わなかったと言うほかない」、「公言する」ことがはばかられた、とする史実説明（同前掲書、115-117頁）にも合っている。この史実を木村前掲書、290-291頁は、岩井茂樹『朝貢・海禁・互市——近世東アジアの貿易と秩序』名古屋大学出版会、2020年、とりわけ255-256、259頁のいわゆる「沈黙外交」に結びつけ、より広い文脈にあてはまる能動的な

政策行動として位置づけようとするものの、なお近代以降につながる制度的・構造的な展望にはなっていない。個別具体的な事件・人物の論述と解釈にとどまるからである。

- (8) 渡辺前掲書、244頁は、いまだ「構造」的に、「そもそも中国にとって、中国流の自国観や中華の認識を維持する上で必要であったのは、諸外国がそれを受け入れているという「外観」だけであり……琉日関係の隠蔽はこうした「外観」を忠実に保全するための機能であったとも言い得、その成立や発展は清の支配秩序（およびそこから派生する外交構造）の在り方と不可分の関係にあったと考えられる」と論じる。しかし肝腎の「清の支配秩序（および……外交構造）の在り方」に対し、日琉側の「隠蔽」再考に相応する考察を加えていない。坂野正高『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1973年、78頁が「二国間の関係の束」という清朝の全体的な「関係」の構成、ひいてはそこから現出する本稿後述の制度的疎遠という動向に鑑みれば、「外観」を忠実に保全するため」という表現にみあうほど、清琉関係・日琉関係が制度化ないし体系化された「支配秩序」「外交構造」の中に配置されていたかどうかは、再考の余地がある。

- (9) こうした点を説明したものとして、たとえば拙稿「清朝をめぐる国際関係」荒川正晴ほか編『岩波講座 世界歴史12——東アジアと東南アジアの近世 15～18世紀』岩波書店、2022年、所収を参照。

- (10) たとえば1844年当時の「殊ニ琉球ハ日清両属、表ニ清国ニ隷属シ隠ニ日本ニ随属スル」（島津家本『琉球外国関係文書』（東京大学史料編纂所蔵 <https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/personal/yokoyama/okinawa/frame.htm>）弘化元年・第二冊、六月二十日条「閣老阿部侯ヨリ国老調所笑左衛門ニ口達」。これは柳原前掲論文、11頁が「両属」という語の初出と推定する史料でもある）という薩摩側の口吻からも、「両属」とは「隠蔽」と不可分で、前者は後者を必要条件として成立していた状態だった事情がみてとれる。

なお渡辺前掲書、244頁は以上を「隠蔽という国家機能は……清日の支配秩序を表裏に分ける一種のマジックミラーのような壁として機能して……二支配秩序の決定的な衝突は発生し得なかった」と論じる（同上、163頁も参照）。この所論も前註（8）の評言がそのままあてはまる。

- (11) とくにティネッロ・マルコ前掲書、同「1860年代における徳川幕府による琉球の位置付け——幕府がイギリス政府に提出した「返書」と報告書を中心に」『東洋史研究』第78巻第3号、2019年を参照。

- (12) 「琉球藩処分着手ノ儀ニ付内務卿伺并太政大臣指令」明治7年12月15日、松田道之「琉球処分」第1冊、『明治文化資料叢書 第四巻 外交篇』下村富士男編、風間書房、1962年、所収、77-78頁。もちろんこの「曖昧」な関係は、対馬の朝鮮に対する「曖昧私交」（たとえば『日本外交文書』第2巻第2冊、外務省の太政官あて伺書、1869年10月29日、855頁）とも通じる日本側の現状認識であり、それが朝鮮とは、いわゆる書契問題を引き起こしたことは、周知のとおりであろう。たとえば、石田徹『近代移行期の日朝関係——国交刷新をめぐる日朝双方の論理』溪水社、2013年、142-143頁を参照。

- (13) たとえば、中西秋桜「1873年の琉球における「両属」に関する議論——尚家文書448号、449号の分析を中心に」沖縄文化協会 2019年度第4回東京公開研究発表会報告、2019年9月7日を参照。また琉球からする「両属」と「藩」概念の関係については、伊藤陽寿「中華の「屏藩」、皇国の「藩屏」——琉球国の「藩」自称」『至誠館大学研究紀要』第5巻、2018年が参考になる。

- (14) 毛利敏彦『台湾出兵——大日本帝国の開幕劇』中公新書、1996年などがつとに指摘し、日本語圏の学界では通説化して久しい台湾出兵事件のこうした画期性は、英語圏の研究でようやく着目がはじまっている。たとえば Robert Eskildsen, *Transforming Empire in Japan and East Asia: the Taiwan Expedition and the Birth of Japanese Imperialism*, Singapore: Palgrave Macmillan, 2019を参照。
- (15) 中西前掲報告。
- (16) 清朝が事態の推移をまったく知らなかったわけではない。1875年3月下旬から4月はじめ、琉球朝貢使の北京滞在を知った日本の臨時代理公使・鄭永寧が総理衙門に面会を申し入れ、謝絶される事件があった。そのさい総理衙門は鄭永寧との会談・文書のやりとりで、確かに当時の日琉関係を聴取しており、そこでの交渉・発言が日本側に影響を及ぼし、「処分」をうながしたとする見解もあるほどである（これについては、種々史料・論考の紹介・引用もふくめ、ティネッロ・マルコ前掲書、251-256頁を参照）。しかしその影響の有無・強弱を実証し、客観的な因果関係をつきとめるのは難しい。
- 清朝側の公式の立場・行動としては、朝貢する琉球側が「日本に藩服していると口にすることがない」以上、清朝側も琉球が「兼ねて日本に属しているかどうか容喙したことがない（其是否兼屬貴國、中國從不過問）」と表明するにとどまった（『日本外交文書』第8巻、鄭永寧あて総理衙門王大臣の書翰、光緒元年二月二十六日、308頁）。そのさい「兼屬」とは称しても、「兩屬」といっていないことも見のがせない。こうした無関心の姿勢は、やはり前代以来の制度的な疎遠の所産なのであり、以後も継承されて、後註（20）のような李鴻章の発言までいたるのである。
- (17) 西里喜行「琉球救国請願書集成（一）——原文・読下し・訳註・解説」『琉球大学教育学部紀要』第一部第30巻、1987年、73頁。
- (18) 『清光緒朝中日交渉史料』巻1、「閩浙總督何璟奏等據情陳奏琉球職貢日本梗阻摺」光緒三年五月十四日頁21「……轉恐泰西各國謂我不能庇護屬邦、益啓羣島以攜貳之漸。……何如璋等、於前往日本之便、將琉球向隸藩屬、該國不應阻貢、與之剝切理論、並邀集泰西駐倭諸使、按照萬國公法、與評曲直」、「軍機處寄閩浙總督何璟等上諭」光緒三年五月十四日、頁22「……琉球世守藩服、歲修職貢。日本何以無故梗阻、是否藉端生事、抑係另有情、著總理各國事務衙門、即傳知出使日本大臣何如璋等、俟到日本後、相機妥籌辦理。……」。以上の史料に対しては、西里喜行「琉球救国運動と清国・日本」『沖縄文化研究』第13号、1987年、54、76頁に訓読と解釈がある。
- (19) 西里前掲論文、54、96-97頁は、この上奏の提案方針を、とりわけその国際法援用に着眼して、国際法に違背しない「兩属国家の存在」を認めよとする琉球側の意向をくんだものと推定するものの、一概にはしたがえない。西里前掲論文が論拠としたのは、あくまで日本政府「某大臣」あて、つまり清朝の関与しない別の「請願書」（同前掲「琉球救国請願書集成（一）」36頁）であって、琉球側が清朝当局にもたらした陳情書にも、この上奏にも、「藩屬」と「阻貢」の關係にしか説き及んでいないからである。それなら上奏の方針は、清朝側の知る陳情書と起草者・丁日昌の立場に関わる範囲で、まず把握すべきだろうし、それで齟齬は生じない。前註所引の「與評曲直」というフレーズに着眼すれば、むしろ箱田前掲論文のいう「公評」の文脈にある、とみたほうが適切であろう。丁日昌の政策・事蹟に関する専論は、ひとまず呂實強『丁日昌與自強運動』中央研究院近代史研究所、1973年を参照。

- (20) 『李文忠公全集』譯署函稿卷10、「與日本竹添進一筆談節略」光緒五年十月二十四日、頁14に李鴻章の発言として、「琉球之屬日本、中國各史籍掌故、均未紀載。即自國初至今、歷派冊封使臣、往球復命、亦未知有此事」、「其實所云兩屬、並非典要也（けれども實際は、いわゆる「兩屬」とはまったく基準にならない）、「琉球屬中國、自昔已然、天下皆知、非一時一人之私言。即使亦屬日本、中國上下、嚮所未悉（たとえ琉球が日本に属していても、われわれ上下はまったく関知しないところである）」というのは、けだし前註（16）にみた総理衙門の表明に呼応する実情なのである。
- (21) 『李文忠公全集』譯署函稿卷8、「何子戔來函」光緒四年四月二十八日（1878年5月29日）受理、頁2-4。訳出にさいしては、拙訳「琉球問題に関する李鴻章への書簡」『新編 原典中国近代思想史 第2巻 万国公法の時代——洋務・変法運動』村田雄二郎責任編集、岩波書店、2010年、所収、165-169頁を参照した。
- (22) 『何少詹文鈔』巻中、「與總署總辦論球事書」頁3、4-5。「阻貢不已、必滅琉球、琉球已滅、次及朝鮮。否則以我所難行、日事要求、聽之乎、何以爲國。拒之乎、是讓一琉球、邊釁究不能免。……為今之計、一面辨論、一面遣兵船、責問琉球、徵其貢使、陰示日本以必爭、則東人氣懾、其事易成。此上策也。據理與爭止之、不聽、約琉人以必救、使抗東人。日若攻球、我出偏師應之、内外夾攻、破日必矣。東人受創、和議自成。此中策也。言之不聽時復言之、或援公法、邀各使評之、日人自知理屈、球人僥倖圖存。此下策也。坐視不救、聽日滅之、棄好崇仇、開門揖盜、是為無策」。
- (23) 『李文忠公全集』譯署函稿卷8、「密議日本爭琉球事」光緒四年五月初九日（1878年6月9日）、頁1-2「日本事事宗法泰西歐美、各邦遇有此等事件、斷無不舉公法以相糾責之理。即言之無成、不以兵戎而以玉帛、何至遽開兵釁。亦不至遽壞和局。子戔向鈞署所陳上中下三策、「遣兵船責問」・及「約琉人以必救」、似皆小題大做、轉涉張皇。惟「言之不聽時復言之」、日人自知理屈、或不敢遽廢藩制改郡縣、俾「球人得保其土、亦不藉寇以兵」、此雖似下策、實為今日一定辦法。……星使乘機進言、冀可略知顧忌。若言之不聽、再由子戔援公法商會各國公使、申明大義、各使雖未必助我以抑日本、而日人必慮各國生心、不至滅琉國而占其地、似較不言為少愈耳」。
- (24) 拙著『中国の誕生——東アジアの近代外交と国家形成』名古屋大学出版会、2017年、89-90頁。
- (25) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 38, Bingham to Evarts, No. 839, July 24, 1878.
- (26) 与那原良傑「第一号ノ書面」明治12年8月12日、「第三回奉使琉球始末追加」所収、松田道之前掲「琉球処分」第3冊、所収、275頁。()は引用者による。
- (27) 琉球と欧米との条約に関わる史実経過とその意義については、欧米側の視点・行動・影響を重視したティネッロ・マルコ前掲書、国際法の視座から検討する柳原前掲論文、明治政府の立場からみる岡部敏和「米・仏・蘭三ヶ国条約と「琉球処分」」『東アジア近代史』第23号、2019年、「国際関係史」の視角からする山城前掲書、35-115頁などを参照。
- (28) 同註（26）。
- (29) 同上。
- (30) たとえば、原口邦紘「外務省六等出仕伊地知貞馨と琉球藩（下）」『西南地域史研究』第10輯、1995年、とくに433、438-439頁を参照。
- (31) バレット前掲論文。関係するマッカーティの活動・史料について、バレット氏ご本人か

らも詳細な示教をえた。記して謝意を表したい。

- (32) Robert E. Speer, ed., *A Missionary Pioneer in the Far East: A Memorial of Divie Bethune McCartee*, New York: Fleming H. Revell Co., 1922, p. 164.
- (33) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 38, Bingham to Evarts, No. 839, July 24, 1878.
- (34) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 38, Bingham to Evarts, No. 844, Sept. 2, 1878. この「請願書」については、山城前掲書、94-98頁もふれる。
- (35) 『日本外交文書』第11巻、「明治十一年九月三日寺島外務卿ト清国公使何如璋対話」269-270頁。
- (36) 『日本外交文書』第11巻、寺島宗則外務卿あて何如璋の照會、光緒四年九月十二日、271-272頁。
- (37) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 38, Chinese Ministers to Bingham, Oct. 21, 1878, encl. No. 1 in Bingham to Evarts, No. 886, Oct. 21, 1878.
- (38) フランスは France. Ministère des affaires étrangères, Archives diplomatiques, Correspondance politique, Japon, 1854-1896, Tome 21, Exposé présenté au Ministre de France par les Agents de Liéou Kiéou, le 20 novembre 1878, annexe à Geoffroy à Waddington, No. 34, le 29 novembre を、オランダは Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, Japan, FO46/247, Exposé présenté au Représentant diplomatique de Hollande par les Agents de Lieou Kieou, Nov. 1878, encl. No. 2 in Parkes to Salisbury, No. 140. Aug. 1, 1879をみよ。
- (39) 琉球の対欧米「請願書」提出については、つとにティネッロ・マルコ前掲書、269-282頁がくわしく言及している。また本稿の起草にあたり、ティネッロ・マルコ氏ご本人からも詳細な示教をえた。記して謝意を表したい。
- (40) 西里前掲論文、73、80-83頁。
- (41) 『日本外交文書』第11巻、272-273頁。何如璋を補佐していたマッカーティは、自身の回憶によれば、この「照會」の文面が日本の態度硬化を招くとみて、このとき手交することに反対したという (Speer, ed., *op. cit.*, pp. 164-165)。事後の記録なので、割り引いて考える必要はあるものの、事実だとすれば、「照會」ひいては「請願書」の内容がまったく日本の立場と相容れず、いわば交渉・妥協の余地のない状況だったのをマッカーティ自身は感得していたにひとしい。それなら、つとに滞日経験があり日琉関係を研究していたマッカーティらしい所見・言動ではあろう。この点で「日本がそこまではすまい」と楽観した清朝側 (*ibid.*, p. 165. また前註 (23) も参照) とは対蹠的だった。こうした楽観も上述したいわゆる制度的疎遠の所産であるといえよう。
- (42) たとえば標準的な論述なら、古くは我部政男「条約改正と沖縄問題——井上外交の日清交渉を中心に」『史潮』第107号、1969年、近年では波平前掲書、292-298頁、なかんづく琉球と欧米との条約に関連してなら岡部前掲論文、20-21頁、山城前掲書、120-124頁をあげることができる。
- (43) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 38, Memorandum, July 24, encl. in Bingham to Evarts, No. 839, July 24, 1878. なお原文を掲出した “invested...” のくだりは、後述の請願書の漢文テキストおよびそ

の英訳と対照すれば、原語はおそらく「冊封」だったと思われる。ただし訳出には、その原語をあえて用いなかった。「冊封」という同じ漢語を、英訳では訳し分けているからである。清朝のそれを“investiture”という名詞・成句・定例として表現したのに対し、日本の場合にことさら動詞とするのは、あくまでその「冊封」をイレギュラーな、一過性の行為と解し、またアメリカにもそう印象づけようとしたとおぼしい。

(44) 「原文」と「読み下し文」は、すでに西里前掲論文、80-82頁に収録する。以下の引用文は、それを参照しつつ、あらためて筆者が試みた訓読である。

(45) この点について、たとえば琉蘭条約は、9カ条あるにもかかわらず、漢文・仏文テキストとも「七款 (sept Articles)」に作り、琉米条約で“seven Articles”というアメリカあての英訳と同じだからである。フランスあて仏文テキストは琉仏条約どおり「11カ条 (onze articles)」と正しく記すが、これは受理したフランス当局が、本国あて写しを送るにあたって訂正した蓋然性がむしろ高い。

(46) こうした点、つとに濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年が仮説的に論及して以来、以後の筆者をふくむ斯学の研究は、その実情の究明を重ねてきたつもりである。他分野が必ずしもそうした営為を尊重、重視していないのは遺憾である。

(47) 同註 (36)。

(48) この点については、駐英公使郭嵩燾の所見と関連して、前掲拙著、109-110頁を参照。また、いっそう直截な評言として、『李文忠公全集』譯署函稿卷9、「密諭何子峨」光緒五年七月二十二日、頁44「子峨雖甚英敏、於交涉事情、歷練未深、鋒銳稍重。其第一次照會外務省之文、措詞本有過當、轉致激生變端。」も参照。

(49) 条約失効の史実経過については、ティネッロ・マルコ前掲書、および Marco Tinello, “Early Meiji Diplomacy Viewed through the Lens of the International Treaties Culminating in the Annexation of the Ryukyus,” *The Asia-Pacific Journal: Japan Focus*, Vol. 19, Issue 6, No. 2, Article ID 5558, Mar 15, 2021. <https://apjif.org/2021/6/2/Tinello> (Accessed on 19 Feb. 2024) を参照。

(50) その事実経過については、Payson J. Treat, *Diplomatic Relations between the United States and Japan, 1853-1895*, 2vols., Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1963, Vol. 2, pp. 73-74; ティネッロ・マルコ前掲書、270-277頁、同「グラント調停の視点から「琉球処分」をみる」『沖縄文化』第52巻第2号、2021年、7-9頁を参照。

(51) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 38, Bingham to Evarts, No. 844, Sept. 2, 1878.

(52) FO46/247, Parkes to Salisbury, No. 163. Confidential, Sept. 18, 1879. It seems to me that in claiming that they have exercised sovereign control over Loochoo for a long period, more particularly since 1609, the Japanese Government omit to explain why they permitted Loochoo to keep up direct official relations with China since that period, and to send every other year, with marked regularity and considerable ceremony, public Envoys with tribute to the Court of Peking.

(53) FO46/247, Parkes to Salisbury, No. 141, Aug. 1, 1879.

なお琉球処分をめぐる「自為一國」概念については、すでに拙稿「琉球の「兩屬」から朝鮮の「兩載」へ——「自為一國」をめぐる一考察」、拙編『交隣と東アジア——近世から近代へ』名古屋大学出版会、2021年、所収、217-226頁で、朝鮮半島の事例との関連で論じたことがあるけれども、十分ではなかった。本稿はあらためて琉球の文脈で、この課題を深めた論述でもある。

- (54) 前註(37)に引いた何如璋の「照會」の英訳は、「覚書」と同じくマッカーティの翻訳になる。そこに“the nationality and the (internal) government thereof may remain in every respect as heretofore”というフレーズがあり、おそらく「請願書」・抗議書にもいう「自為一國、政令自治、一切照舊」の英訳とおぼしい。ただ「請願書」では、“leave Lew Chew to remain as she has been hitherto”とあったのに対し、「照會」は“allow Lew Chew to remain in every respect as heretofore”に作っており、出入はある。けれども nationality や government などキーワードの訳語・文意は変わらないから、「請願書」の翻訳者が誰であれ、文書・訳文の系列性・一貫性は、疑うべくもあるまい。
- (55) 「琉球藩池城親方外六名願」明治8年10月27日、「琉球藩清国通信禁絶ヲ歎願ス准サス」所収、松田道之前掲「琉球処分」第2冊、所収、165頁。
- (56) 「琉球藩池城親方外六名願」明治8年11月27日、「琉球藩清国通信禁絶ヲ歎願ス准サス」所収、松田道之前掲「琉球処分」第2冊、所収、166頁。
- (57) 「琉球藩池城親方外七名願」明治9年6月6日、松田道之前掲「琉球処分」第2冊、所収、174-175頁。
- (58) 「琉球藩池城親方外六名願」明治9年9月13日、松田道之前掲「琉球処分」第2冊、所収、175頁。「少部」は、同じ文書を収める『沖縄県史』第12巻、国書刊行会、1989年、205頁には「小部」に作る。いずれも「小邦」の誤りと考えられる。
- (59) 「琉球藩清国関係其他処分条件ヲ定ム附説論顛末」、松田道之前掲「琉球処分」第1冊、所収、88頁。
- (60) 正史なら『金史』巻55、百官志一、『明史』巻321、外國傳、安南の条にみえ、あるいは近い時期なら『海國圖志』巻40、荷蘭國の条、および同上、巻49、希臘國の条に出てくる。
- (61) 『東京日日新聞』第2131・2132号、明治12年1月15・16日は、櫻蔭主人「読琉球人乞哀書」を載せ、その「請願書」を「清国下等官吏ガ」「代書シタルモノ」とみなし、なかんづくその「往來」という用語・見方をとがめたくだりを紹介している。イギリス外交当局もこれを入手、英訳しており(FO46/247, Correspondences of “Nichi Nichi Shimbun”, January 15 and 16, 1879, encl. No. 3 in Parkes to Salisbury, No. 140, Aug. 1, 1879)、日清相剋の一端として着眼していた。
- そうした「近世日本」の「客観的な史実」の詳細は、「往來」ならぬ「附庸」の関係を解明した木土前掲書を参照。
- (62) 「自為一國」に対する“nationality”という翻訳概念は、上述のとおり。“State existence”という訳語は、後註(76)所引の総理衙門の「照會」に対し、後述のサトウが与えたものである。FO46/248, Despatch of the Chinese Government, dated the 5th day of the 7th month of the 5th year Kuang-Shew (the 22nd day of the 8th month of the 12th year Mei-Ji), addressed to His Japanese Imperial Majesty's Envoy at Peking, and received by him on the same day, encl. 4 in Kennedy to Salisbury, No. 187, Confidential, Oct. 23, 1879。「自治」「自主」に対する“autonomy”; “independence”は、FO46/247, Parkes to Salisbury, No. 140, Aug. 1, 1879および次註所引の史料に言及がある。
- (63) FO46/256, Ernest Satow, Memorandum, encl. in Kennedy to Salisbury, No. 26, Feb. 13, 1880. It seems worth while to observe that the attitude of China in this question has been constantly misunderstood and misrepresented. She is frequently spoken of as laying a claim to sovereignty

over Loochoo, and as disputing with Japan about proprietary rights.The real position is that the Loochooans, finding their autonomy threatened by Japan, turned to China as their nearest friend, and besought her to use her influence to preserve them from being deprived of their independence.The Loochooans have from the commencement urged their desire to remain as they were before, threatened by no one, and enjoying the friendship of their two powerful neighbours, and China has simply supported their claim.

- (64) Treat, *op. cit.*, p. 95.
- (65) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 39, Stevens to Evarts, No. 68, May 13, 1879.
- (66) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 39, Bingham to Evarts, Nos. 907, 945, June 2, Aug. 29, 1879. スティーヴンスと正公使のビンガムは同じ公使館にしながら、なぜ姿勢・言動にこのような温度差が生じたのか、興味深い問題ではありながら、その具体的な回答は今のところ持ち合わせない。ともかくアメリカ人外交官からみても、琉球問題が一義的ではなかったことの表れだといえよう。
- (67) 『日本外交文書』第12巻、何如璋の寺島外務卿あて照會、光緒五年閏三月三十日〔明治12年5月20日〕、179頁。
- (68) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Despatches, Japan, Vol. 40, Bingham to Evarts, No. 970, Sept. 18, 1879.
- (69) United States, Department of State, General Records of the Department of State, Diplomatic Instructions, Japan, Vol. 2, Evarts to Bingham, No. 465, Oct. 25, 1879.
- (70) 『日本外交文書』第12巻、何如璋の寺島外務卿あて照會、光緒五年四月二十一日〔明治12年6月10日〕、180頁。「貴國之列在版圖者、自称「内政」可也。琉球孤懸海中、從古至今、自為一國、即封貢於我、為我藩屬、其國中之政教・禁令、亦聽其自治、論其名義、則於我服屬之國、論其政事、則琉球實自為一國。而來文忽曰内政、本大臣實所不解也。……」。
- (71) 以後の交渉経過は、たとえば張天恩前掲論文、24-28頁にも、くわしくとりあげており、参照されたい。
- (72) 『日本外交文書』第12巻、総理衙門の宍戸璣あて照會、光緒五年閏三月二十日〔明治12年5月10日〕、178-179頁。「琉球一國、世受中國冊封、奉中國正朔、入貢中國、於今已數百年、天下之國、所共知也。中國除受其職貢外、其國之政教・禁令、悉聽自為。中國蓋認其自為一國也。即與中國並貴國換約之各國、亦有與琉球換約者、各國亦認其自為一國也。琉球既服中國、而又服於貴國、中國知之、而未嘗罪之。此即中國認其自為一國之明證也」。
- (73) 日本に「属している」こと自体に、総理衙門の言及がなかったわけではない。1875年の時点、「兼属」と称した例については、前註(16)を参照。
- (74) 『日本外交文書』第12巻、総理衙門あて「送致」の「説略」明治12年8月2日、184-185頁。
- (75) 日本側の解釈は、『日本外交文書』第12巻、総理衙門あて井上外務卿の答辯書案、明治12年10月8日、190、192頁が、典型的なものとして参考になる。その和文テキストおよび漢訳テキストは以下のとおり。

……今夫レ琉球ノ如キニ在テ、何ノ國ト雖モ自ラ獨立國ノ權利ヲ有スルト偽ルニ因テ、

眞實其權利ヲ有シ又ハ得ル事能ハサルモノナリ。故ニ外國ハ夫ノ條約ヲ締結シタルニ因テ、琉球ノ一國タルヲ認ムル云フノ論モ亦、均ク無効ノ辯タルヲ免レサルナリ。之ヲ要スルニ、實地ノ事情ヲ知ラスシテ二ノ外國カ右ノ如キ條約ヲ取結フヘキ權利ヲ有スルト偽リタル夫ノ小島ノ君主ト條約ヲ取結ヒタル事ノ事實ハ、該權利ニ関シテ、夫ノ外國ノ承認ヲ組成セサルナリ。

……若以琉球有與各國換約爲自爲一國之證、夫特立之國、可以與外國換約、而與外國換約、未必足以得特立之權。……島人踰分犯義、自求冒小國之例、而各國亦未及審其實、是皆由偶然、不足以爲一國特立之證據也。

この文書の起草過程については、山下重一『琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房、1999年、198-200頁に詳しい。いわゆる「自爲一國」とは、和文の「独立国」、漢文の「特立」に相当し、いずれも当時の日本の independent の翻訳概念だった。これについては、拙稿「大君と自主と独立——近代朝鮮をめぐる翻訳概念と国際関係」『近代日本研究』第28巻、2012年を参照。

もっとも当時、井上毅は「荒求ハ其内治ノ我レニ属スルニ拘ラズ、外交上ニ就テハ、自ラ一國ヲ爲ス者ニ類似セリ。故ニ支那人ハ歴次ノ照会ニ頻ニ此事ヲ引証セリ」(『井上毅伝史料編第一』國學院大学図書館、1966年、「琉球意見」1879年7月3日、176頁。句読点は引用者が補った)ともいっていた。「類似セリ」とする説明からも、「自爲一國」とは井上・日本にとって、あくまで国際関係・国際法上の independence を意味する概念であり、琉球はそれに該当しない。そうした日本政府の解釈・意向・主張にもかかわらず、少なくとも「外交上」は、琉球の政体の「自主」的な一面を表現できる漢語概念でもあったわけで、「属国」をも「独立」をも意味しうる両義性が内在していたとみなすことができる。

(76)『日本外交文書』第12巻、総理衙門の穴戸璣あて照會、光緒五年七月初五日(明治12年8月22日)、187頁「若謂「既爲屬邦、則非一國、既爲一國、則非屬邦」、夫頒受職貢者、屬邦之實也、政教・禁令不爲遙制者、自爲一國之實也。二者並行不悖、中國待琉球如是。……若謂「天下並無兩屬臣民」、何以前數年貴國人所著之沖繩志、其自序及其卷中貢獻志小序、亦有「琉球爲兩屬之國、頗備自主之國體、例外國待之、和漢同揆」之語乎。……」。

『沖繩志』の引用は、巻2「貢獻志」頁15-16からであり、上にもふれた向徳宏(幸地朝常)が天津を訪れて救援を求めたさい、上呈翻訳し、それを受けた北洋大臣李鴻章が、総理衙門に引用伝達した文面とほぼ同文である。『李文忠公全集』譯署函稿卷9、「鈔送琉球乞救文牘」光緒五年六月二十七日、頁19。この李鴻章の総理衙門あて書翰は、西里前掲書、327-328頁も救国運動の文脈で引くものの、『沖繩志』について立ち入った着眼・論述はない。向徳宏の訳文は『李鴻章全集』全39冊、顧廷龍・戴逸主編、國家清史編纂委員會文獻叢刊、合肥：安徽教育出版社、2008年、第32巻・信函(四)、「附摘譯日人貞馨所著《沖繩志・序》」〔附節録日人貞馨《沖繩志》内《貢獻志・小叙》〕光緒五年六月二十四日到、461頁を参照。そこに見える誤訳が、「ママ」と附したとおり、引用した総理衙門の日本公使あて「照會」にまで踏襲されている。本文に翻訳引用するさい、訂正しておいた。

なお向徳宏が清朝にもたらした『沖繩志』は、「小序」つまり伊地知の「自叙」のない明治10年の刊本ではなく、明治7年の「鈔本三卷」、つまり原口前掲論文、438頁のいう「和綴筆写本」である。それは「在上諸公の参考に備」えようとしたものだったから、おそらく何如璋が任地で先に入手し用いたものとは別物、無関係だとおぼしい。向徳宏が「和綴筆写本」を入手したいきさつも、未詳である。

- (77) たとえば代表的な研究には、西里前掲書のほかにも、山下前掲書があり、清朝側の対処を中心とした周到な考察として、箱田前掲論文もある。また最近の研究として、山城智史「琉球処分をめぐる李鴻章の外交基軸——琉球存続と分島改約案」『沖縄文化研究』第49巻、2022年（同前掲書、所収）にも関連する論述がある。
- (78) 『李文忠公全集』譯署函稿卷8、「與美前總統晤談節略」光緒五年四月二十三日、頁41-43。「格云「琉球自為一國、日本乃欲吞滅以自廣。中國所爭者土地、不專為朝貢、此甚有理。將來能另立專條纔好」。答云「貴總統所見極大、拜託、拜託」。」
- (79) 前掲拙著、91-93頁。
- (80) *The New York Herald*, Aug. 16, 1879, [John R. Young,] “Around the World: General Grant’s Mediation between China and Japan,” p. 4.
- (81) このとき前駐英公使郭嵩燾のとなえた琉球に対する「保護小國」論の詳細は、前掲拙著、109-111頁を参照。箱田恵子氏の示教によれば、この発想・方針が後述の三分割発案に接続した可能性も否定できない。いっそう精細な考察が待たれるところである。
- (82) 二分割・三分割の発案とその詳細については、バレット前掲論文、とくに9-12頁を参照。
- (83) Speer, ed., *op. cit.*, p. 166. また提案時期の考証もふくめ、バレット前掲論文、10頁を参照。
- (84) Presbyterian Historical Society, Rankin Family Papers, RG-176-1-22, HWR [Henry William Rankin]-Correspondence, 1861-1906, 1935, Henry Rankin to William Speer, Sept 13, 1902. “Dr. McCartee brought to him [Grant] the Japanese histories quoted by the Japanese, and pointed out to him the real statements of those histories.” この史料はバレット氏から示教・提供を受けた。記して謝意を表したい。
- (85) 筆者はこのように「影像が異なってい」た事態を、朝鮮半島の「交隣」の文脈で「プリズム」と概括したことがある（前掲拙編書、13-17、295頁）。琉球の「両属」でも以上のとおり、文脈・局面・術語はまったく違いながら、半島と構造的本質的に同一の事象を呈した。だとすれば、従前たとえば「朝貢システム」と称してきた「システム」の内実は、むしろそうした事態と概念を通じて把握、分析しなおすべきだと考える。
- (86) この点については、近年の筆者の整理として、前掲拙著、82-83、412-414、440、508頁、および前註（9）所掲拙稿、119-130頁を参照。
- (87) たとえば渡辺前掲書、289頁は、「近世琉球における国家運営は、自らの国際的位置の安定化を志向すればするほど、中日二国への対応に特化・収斂し、それ以外の他者の参入、およびそれによって引き起こされる事態に対する柔軟性を失うという逆説的な命運を有していた」と述べる。これはもとより欧米との三条約締結以後の「命運」を念頭に置いた理論化ながら、もっぱら琉球の「国家運営」に内在する体質に注目した所論にほかならない。琉球以外の条件・要因をどのように考えて、その内在的な体質といかに関連づけるかは、今後の課題であろう。